

第五十八回国会 社会労働委員会 議 録 第十六号

昭和四十三年四月十八日(木曜日)

午前十四時四十六分開議

出席委員

委員長 八田 貞義君

理事 佐々木義武君

理事 橋本龍太郎君

理事 河野 正君

理事 田畑 金光君

大坪 保雄君

齋藤 邦吉君

田中 正巳君

増岡 博之君

枝村 要作君

島本 虎三君

平等 文成君

山田 耻目君

本島百合子君

伏木 和雄君

出席國務大臣

厚生 大臣 園田 直君

労働 大臣 小川 平二君

出席政府委員

厚生大臣官房長 戸澤 政方君

厚生省環境衛生局長 松尾 正雄君

厚生省医務局長 若松 栄一君

厚生省社会局長 今村 譲君

労働大臣官房長 石黒 拓爾君

労働省職業安定局長 有馬 元治君

委員外の出席者

警察庁保安局保安課長 鍛冶 鉄人君

自治大臣官房参事官 皆川 迪夫君

専門員 安中 忠雄君

四月十六日

委員八木一男君辞任につき、その補欠として野口忠夫君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員野口忠夫君辞任につき、その補欠として八木一男君が議長の名で委員に選任された。

同日

委員田中昭二君辞任につき、その補欠として大橋敏雄君が議長の名で委員に選任された。

同日

四月十六日

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五二号)

同日

医療保険制度改悪反対等に関する請願(實川清之君紹介(第三九二二号))

同日

同(山口鶴男君紹介(第三九二二号))

同(山口鶴男君紹介(第四〇四六号))

原爆被害者援護法制定に関する請願(竹本孫一君紹介(第三九四四号))

原水爆被害者援護法制定等に関する請願(永末英一君紹介(第三九四四号))

せき髄損傷障害者の援護に関する請願(内田常雄君紹介(第四〇三六号))

外傷性せき髄損傷障害者の援護に関する請願(内田常雄君紹介(第四〇三七号))

引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(大坪保雄君紹介(第四〇三八号))

同(世耕政隆君紹介(第四〇五一号))

同(加藤万吉君紹介(第四一八号))

特例老齢年金制度改正に関する請願(中嶋英夫君紹介(第四〇三九号))

同(平林剛君紹介(第四〇四〇号))

同(大出俊君紹介(第四一五号))

同(野間千代三君紹介(第四一六号))

同(加藤万吉君紹介(第四一七号))

医療労働者の増員及び労働条件改善等に関する請願(川上實一君紹介(第四〇四二二号))

同(田代文久君紹介(第四〇四二二号))

同(谷口善太郎君紹介(第四〇四三三号))

同(林百郎君紹介(第四〇四四四号))

同(松本善明君紹介(第四〇四五五号))

老齢福祉年金の増額等に関する請願外二件(世耕政隆君紹介(第四〇五二二号))

同外二件(渡海元三郎君紹介(第四〇五三三号))

同外二件(堀川恭平君紹介(第四〇八二二号))

同(荒船清十郎君外二名紹介(第四一〇二二号))

同外四十件(船田中君紹介(第四一〇二二号))

医療保険制度における助産の給付に関する請願(山下元利君紹介(第四〇六〇二二号))

医師、看護婦の増員に関する請願(非同大治君紹介(第四一〇二二号))

同(阪上安太郎君紹介(第四一〇二二号))

ソ連長期抑留者の処遇に関する請願(小坂善太郎君紹介(第四一〇二二号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

清掃施設整備緊急措置法案(内閣提出第三五五号)

厚生関係の基本施策に関する件

○八田委員長 これより会議を開きます。

厚生関係の基本施策に関する件について調査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。

○河野(正)委員 最近合理化政策がだんだん進んでまいりますと同時に、それらを受けて、企業内

の一部業務というものが下請業に出されるという

傾向というものが非常に強まってまいりましたことは、御承知のとおりであります。

〔委員長退席、田川委員長代理着席〕

ところが、そういう下請業あるいは合理化政策の善悪は別として、そういう政策が進んだためにこの現行法が著しく犯される、こういう傾向が出てまいりましたことは、まことに遺憾だと考えておるところでございます。特に先般来、国鉄の下請問題、あるいは北九州市立病院の下請問題、それからさらには、この特会法を中心としていろいろ論議されました国立療養所あるいは国立病院の下請問題、こういう問題が具体的に現れてまいりますし、さらにまた、そういう具体的な問題の中で職業安定法違反という具体的な事実もだんだん出てまいっております。そこで私どもは、合理化政策なり下請問題の是非は別として、いやしくも職業安定法違反という形でそういう政策が進められることについては、これはもう法治国であります以上は、われわれの全く容認することのできませんところでありまして、特に医療問題については、この医療の業務の一部が下請に移されるために、医療の本質というものが大きく阻害されるという事態がございまして、そういう意味で医療問題におきまして下請問題というものは、きわめて私は大きな意義を持つておると思うのです。そういう意味で先般来、北九州の市立病院におきまして給食業務を民間に委託する問題、それからさらには特会法をめぐって国立療養所、国立病院の業務の一部、特に国立療養所、国立病院の清掃と寝具について論議を進めたわけでございまして、そういう問題の中で職業安定法違反が行なわれる、あるいはまた、そういう職業安定法違反が行なわれるのみならず、一方におきましては医療の本質というものが大きく阻害される、そういう意味で私どもは、この問題を国民の医療という問題からきわめ

て重視をいたしておるところでございます。それらの点について先般来いろいろ論議をいたしたわけでございますけれども、まことに残念でございますけれども、私の満足のいくような御答弁が得られなかったことは御案内のとおりでございます。したがって、いま申し上げましたような私どもの見解に対して、さらにひとつ御見解をお聞かせいただければ幸いです。

○園田国務大臣 過日大蔵委員会河野委員が御質疑をされまして、病院の清掃業務等の委託をめぐる管理運用面において、職業安定法違反の問題を指摘されましたが、運営の責任者としてはなほ遺憾でございます。労働大臣と協議の上、早急に善処したいと存じておりますが、病院の使命から見て、これらの業務は原則として直営で行なわれるわけでございますことは、御指摘のとおり当然であると考えますので、今後はこの原則に立ち、厳正に行政指導をなし、再びかかる事態が起こらないように十分注意してまいる所存でございます。なお河野委員から御指摘をいただきました、現実に行なわれている委託業務の実態については、直接係官をして調査を実施させ、職業安定法等に違反する事実その他不適切な事態があれば、これを直ちに改善するよう、これまた強力な指導をしたいと考えております。

○小川国務大臣 過日の大蔵委員会における河野委員の御質疑に対しまして私の発言が、病院管理の運用面における職安法違反の問題を容認するかのとき誤解を招いたことはなだ遺憾に存じます。その後清掃業務委託の事情について聴取いたしましたところ、問題の病院経営管理指導要領に定められております清掃委託の条項は、職安法施行規則第四条に抵触するものと考えられますので、直ちに厚生大臣に是正方を申し入れると同時に、清掃業務委託の実態について、職業安定機関をして査察の上、違反の事実については厳正な処置を講じさせることといたします。

○田川委員長代理 田邊誠君。

○田邊委員 最初に、ただいま問題になりました国立療養所の病院特会移行に関係する問題に対して、現在参議院で法案の審議中でありましてけれども、これに関連をいたしまして、予算が成立いたしましたけれども、特別会計移管の法律が施行されておらないことを理由にいたしまして、現在国立療養所の諸君に対する給与を支払いておられない、あるいはまた療養所内のいろいろな支出が滞りしているというのを聞き、非常に憂慮いたしておるわけでございます。この問題は、こういう事態が起こり得るというところはいろいろな場面で予測できたはずであります。予算が通過をして法律が通らない、あるいは逆に法律は通過したけれども予算の執行はできない、こういうことは当然予測できる問題でございますけれども、今日の事態は、その性格上からいまして人命にも関する問題であり、一つは給与の支払いをしなればならぬという一般職の職員に関する法律のたてまえからいいたしても、遅延、不払いは当然なし得るものではない、こういうふうな私どもは考えておるわけであります。大臣ひとつ、この問題非常に深刻でありますけれども、一刻を争う問題でありますから、この事態の解決のために、園田さんあなたは一体どういうふうなお考えと努力をされようとしているか、この際ひとつ承りたいと思います。

○園田国務大臣 一般会計から特別会計の繰り入れの時期について、このような事態を起こしたことはまことに遺憾でございます。かといつて、ここに働いておられる二万数千名の方々及び患者の給食、投薬ということ、一日もゆるがせにするわけにはまいりません。しかしながら、暫定予算に組みましたこの種の支出が本予算の成立によって吸収をされて、これを支出するにについてはいろいろ問題が出てまいりますし、また支出をしなければ現実に問題が出てまいりますので、数日前から、何とかして俸給の支払い日である十七日に、格別の方法を講じて患者並びに働いて

ておられる職員の方に御迷惑をかけないように努力をしております。昨日処置すべきものを本日まで持ち越したことはまことに残念でございますが、本日中には何とかしてこれを解決したいと努力をしております。

○田邊委員 この際でございますから、多くを私は問いたそうとは思わないのであります。しかし財政法の予算総則のたてまえ等をたてにとつてこの事態の解決を遅延することは、私は、いま申し上げた中身でありますから許されたい、このように考えているのであります。財政法違反といひますけれども、財政法の予備費の支出にいたしまして、あるいは移流用にいたしまして、これは大臣の決意と努力があれば、大蔵大臣と協議を閣議決定等を経るならば、これはでき得ると私どもは解

したがって、いま大臣から、ひとつ早急の機会にこれが解決のために努力いたしたいということでございます。私はこの法律案の審議を通じて、厚生大臣がいろいろ努力されたことは承知をいたしております。ただ、大蔵当局はいわば金の支出をがえんじないという、こういういわば頑迷固陋の考え方に大きな障害があることもまた現実の姿でございます。したがって、しかしあくまでも私は、主務大臣としてこの解決こそがあなたに課せられた政治的な責任であり、園田大臣であれば、私は当然努力によってこれができると確信をいたして通っております。したがって、何かしらこの法律が

るかのごとく、実は印象づけられるような談話が厚生省等から発表されていることは、私はあくまでも筋違いであると思っております。そういう事態は万々いろいろな面で予測をしなければならぬ。その場合における救済措置は当然あり得るのであります。財政法上こまかく私どもがいろいろ検討いたしましたも、当然あり得るのであります。大臣やはり措置と努力を怠ってはならない、こういうように私は考えているわけでございまして、これらのことを勘案した上で、いまの大臣の言明は私は生きてくるだろう、こういうふうな思われたいわけでございますが、そういう立場に立つて検討をされるのではないかと思いますが、いかがですか。

○園田国務大臣 支払いをきのうできなかったことは、これは給与法違反のおそれがございまして、また一方、議決のない支出をすることは違反であるという意見もございまして、私は国会の議決がかりになくても、暫定予算は通ったものであるし、本予算も通ったものであるという御意向は、私わたくしよく承知しております。御意向でなく、私どももよろしいという御意見もあつたけれども、何にいたしまして、そういう解釈上の問題で手間をとらして、実際に必要なお金が職員の方や患者に渡らないことは全く重大な問題でありますから、そういう論議等にかかわらず、何とか方法を講じてとにかくお金が本日中には渡るように、御指摘のとおり全力をあげて努力をいたします。

○田邊委員 この問題はこれ以上追及をいたすことを避けますけれども、人事院が便法上支給期日を変更するという措置をとる。これはあくまでもただ単なる形式上の便法でございます。そのことによつて問題が解決するわけではございません。参議院の審議の状態等ももちろんあります。ありますから、われわれとしては、これらの問題に対して、やはりそれと野党を通じて努力をいたさなければならぬことは承知をいたしておりますけれども、いずれにしても、そういういた

ことに藉口して大臣が努力を怠ることは、まかりならぬと思つておるわけでございまして、いまの大臣の言明を私はしかと心に受けとめて、その成果を注目しておりますので、ひとつ最大の努力をいたされることを特に要請をしておきたいと思つた。

それでは、きょう私は、国民の最も底辺におりまする生活保護の人たちに対して、政府があたにかい手当てを講じなければならぬ。この実態を把握をいたしまして、これに対して憲法二十五条に基づき最も正しい行政指導を政府がやらなければならぬ、こういう観点で質問をいたしたいと思つておるわけでございまして。

大臣、ついせんだつては筋ジストロフィーの患者の大会に出られて、あなたはこれらの問題の解決のために努力をするというふうに表情を披露したことを、私は報道関係を通じて拝見をいたしました。私は厚生大臣のその面におけるところの誠意を信じておるわけでございしますが、何といつても、やはり日本の現在の高度成長の中でも取り残されつつある生活保護の人々、それに類するボーダーライン層の人たち、こういう人たちに對して、よりあたにかい手当てを講じなければならぬことが、現在の日本の政治に課せられた最も大きな任務だろつと思つてございしますが、大臣、これらの人々に対してどういふような考え方で今後対処していかれるか、ひとつ御決意のほどをまず承つておきたい。

○國田國務大臣 厚生行政全般、特に社会保障、福祉政策については御指摘のとおりでございまして、日本の今日までの現状が、先進国の西歐諸国に比べてばかりでなく、現実の状況からして非常に不十分であることは御指摘のとおりでありまして、これはよほどわれわれ当事者が決意をし、各位の力をかりていろいろな方法を講じなければ、なかなかたいへんなことであると考えておりますが、特にその社会保障の中でも、いま御指摘の生活保護の基準というものは、大体社会保障のパロメーターでありまして、これが社会保障の中の一

番基盤になるものだと考え、今年度の予算につきましても、この点に特に注意をしてやつたのでございしますが、その結果は必ずしも私は満足すべきものでなかつたことは、まことに残念でございします。

○田邊委員 いま、大臣も披露をされましたとおり、生活保護基準の問題にいたしまして、生活保護者に対するいろいろな手当てにいたしまして、もちろん国は国でもつてその責任を明らかにして、いろいろ手当てを講じておると思ひます。しかし私は、これは厚生省の担当が局長以下おりますけれども、最近やもすればイージーゴーイングに流れがちではないかという心配をいたすのであります。まあ、そういうふうでないと云われ

るかも知れませんが、何かしら生活保護の基準の改定にいたしまして、あるいはその行政指導にいたしまして、形式的に流れがちではないかという気がいたすのでありまして、そういうことのないようにぜひひとつお願いをいたしたいと思つておるのであります。

大臣は、いろいろ参議院との都合もございするから、退席をされてもけっこうでありますけれども、またきょうはこまかい数字等もお示しをいたしますので、あなたがたおられる際にひとつよくお聞きをいたしまして、その結果によつて、私は大臣の今後の施策に対して一つの提案をいたしてみたいと思つておりますので、ぜひそういうふうなお計らいをお願いをいたしたいと思います。そこで社会局長にお伺いをいたしますが、きょうあと法案の審議もございしますので、全部意を尽くすことはできないと思ひますけれども、今後数回にわたつて事態の究明をはかり、いろいろな面における検討をさせていただきますと思つておりますので、ぜひそういうふうな端のな回答をいたしたいと思います。それから、わからぬところは次回に持ち越していただけてください。ごさいするから、検討していただくという事で、あまり時間をかけないようによくいきたいと思います。

ので、よろしくお願ひをしたいと思います。まず一番基本になりますことは、生活保護の基準を一体どこに置くかということでございします。大臣の委員会等における答弁をお聞きしております。本年一三〇の保護基準の引き上げはきわめて合理的なようなお話をされておるの

であります。いま大臣が言われましたように、結果的には非常に不十分だといふ御答弁が、私はい

わばその率直なお答えではないかと思つておる。厚生省は毎年予算要求をいたしたのでありますが、今年度予算の概算要求をいたした際の根拠になつた二五増といふ数字といふものは、一体どこに根拠がございしますか。

○今村政府委員 お答え申し上げます。実は二五増といふのは、政府全体で来年度予算といふものに二割五分といふようなワクもかつておりま

す。一昨年は三割でございしました。こういうふうなことは、ほんとうならば、七月の省の予算編成までに、たとえば四十二年度あるいは四十三年度の物価と国民消費水準の伸びとか、これはFIESという総理府でやっております、あの利用できる数字といふものが、ほんとうは、できれば七月までにきちつと計算して出したいわけでございます。ところが実際は、七月の状況で利用でき

は経企庁の経済見通しが出ますと、物価あるいは国民消費水準の伸び、総生産とか、雇用関係とか、いろいろな関係がありますが、その辺で初めて政府の姿勢といふか、財政の指針みたいなものがで

る。六月、五月くらいはFIESの分析がやつと出てくる。こういうような状況でございします。最初に大蔵へ持ち込むときに、一五・何%とか一八とか数字が上

がりにくい状況にある。一応ワク要求をしておる、こういうこと

でございします。

○田邊委員 それで、結果として一三〇増に基準引き上げはなつておるわけですが、これは具体的な科学的根拠といふのは、何か大臣はいろいろ言つていますね。言つてはいます。物価の動向、国民生活水準の向上、雇用賃金のアップ等をいろいろ勘案いたしますと個人別には一二・九にな

る。これは、何ですか、これは。○今村政府委員 申し上げます。これは三十五年までは厚生省では物価のいわゆるマケットバスケットをとつておつたわけですが、それ、イワシが何匹とか何が何匹とかとやつておつたわけですが、たとえばイワシをアジにかえたといふことも、カ

○田邊委員 それはあまりにもいわば総括的な話でありまして、あくまでも保護基準というものは、いわゆる科学的な根拠に基づいてやらなければならないと思うのです。それに加えて問題は、政治的な判断をどうするか。その政治的な判断というの

はどこかといえば、いま局長言われた格差の是正をどのくらいにしていこうかということではないかと思うのであります。これはいわばエンゲル係数に代表される問題である。まあ、これも数年前からこの問題に対して、わが党の八木先生等も専門にいろいろとお聞きをしておるわけでございまするが、厚生省自身が、これに対する一つの将来にわたる見通し、計画、これを持つてないところに非常に弱みがあるのじゃないかと私は思うのです。これは社会保障制度審議会の十年後にわたる一つの青写真というものは、すでにもう半ばを過ぎておるわけであります。したがって、あともう五年足らずの間に欧米の社会保障の水準に到達すべきである。三十八年当時ですすね。こういう勸告は一つの契機になっていることは事実であります。するけれども、これを受けて、一体厚生省はこの保護基準に代表される国民の底辺の引き上げは、

一体どういうふうにしようとするのか。たとえばエンゲル係数はだんだん縮まってきているのだ。縮まるという言い方は悪いですが、だんだん小さくなってきております。が、一体将来は、あるべき姿としては、この格差は正の中身というのはどこに目標を置くのか。そして今年度は一体努力目標としてここまでひとつ到達しようじゃないか、こういういわば計画と目標なしに、ただやみくもに経企庁の数字に基づいて、これによって国民生活のいわば基準の中に当てはめておるということは、私は、どうもやはり一つの独自性というか、計画性があまりにも乏しいのではないかという気がしているわけですけれども、この際局長どうでしょう、私が前から提案をしているわけですけれども、あなたの方のほうにおける確固たる五カ年計画なり十カ年計画なり、そういうものを立てて、景気の変動、物価の上下、いろいろありましようけれども、あくまでもその目標に向かって邁進をするという、そういう気概と計画性がなければ私は生活保護基準を全体的に引き上げていくということではできないのじゃないか、こういうふうに思っているわけですけれども、どうでしょう。

○今村政府委員　お答え申し上げます。一番ポイントを言っておられるわけですが、その点は私も率直に申し上げますと、外国の事情、それから生活保護の本質を考えて、いろいろ述べているところでございます。というのは、たとえばイギリスあるいはドイツというふうなところで生活保護基準というふうなものはどうか。イギリスでいきますと、一般の世帯の生活水準から見まして大体五八％くらい。ドイツにおきましては、これは連邦全体ではありません、州によって違いますが、保護基準が六〇％から六一％くらいというふうな状況にあります。それで問題は、日本の場合にどうかと申し上げますと、経過を申し上げますと、たとえば昭和二十八年というのは一般の勤労者の四八％であった。それがどんどん下がって、国民生活のほうは急激に伸びる、生保は伸びないということ、昭和三十五年には一般勤労世帯の

三八%まで下がってきた。そこで、ちょうど所得倍増計画の発足にあたりますが、三八%ではどうにもならぬではないかということで、私どもはその当時せめて五割に首を出すというかけ声のもとに、毎年一八%とか二〇%とかをやつて、財務当局といろいろ話をしてまいりました。そして四十年度にやつと五〇・二、四十一年度に五一・七、四十二年度には、これは十二月までしか統計ができておりませんが、統計によりますと、五二・五と云うところまでこぎつけた。こういうことで、やつと首を出した、五〇台を切つたという状況であります。それから先、たとえばドイツあるいはイギリスのように、五八でいいのか、六〇でいいののかというふうな問題があります。それから、もう一つ考えなければなりませんのは、私ども非常に苦勞しておりますのは、一般国民が、例の所得倍増計画が三十六年から発足しておりますけれども、たとえば前年度の三十五年を基準にしますと、一般勤勞が四十二年までの生活水準の伸びというのは、名目で二一・一%、実質が一四・二というふうなものに対して、生活保護は毎年相当千数%ずつ積んでまいりまして、一般国民の二二・一に対して四

十二年度は二四四・九、約二四五、実質は一般の一四二に對しまして一八五%、四〇%ぐらゐに追い詰めてきた、こういうふうなかつこうでありましたが、必ずしも所得倍增計画のようなかつこうには、一般国民の伸びというのは、実質でまゐりますといつておられないというような状況、その辺と下との第一・十分位というものの生活実態に並行して持つていつて、さらに上乗せプラスアルファをつける、その辺の状況を努力しているわけでございます。ただ、これが五八でなければならぬ、六〇でなければならぬということ、これは非常に大きな政治問題でもあらうと思ひますので、私どもとしては、まだそこまでのめどがつけれない、その年の国民生活の状況に應じてプラスアルファをつけるということに努力してまゐる、こういう状況でございます。

○田邊委員 考え方としては私どもの意見に同調されておるわけですけれども、これはまだやみくもだろうと思うのです。五八がいいか六〇がいいかという論議そのものよりも、当面の目標としては、やはり五八なり六〇なりというものを掲げて、それに対して追いつく計画は一体どうするか、こういう形にならぬと、やはり弱い、迫力がないと私は思うのです。ですから、やはり毎年幾らかの何か格差是正をしているというけれども、実質的な面ではなかなか向上をはかれない、こういう形になってくると私は思うのです。そうすると、局長の話というのは、やはり百尺竿頭一歩を進めて、さらに目標を掲げ、具体的な目標に到達するプロセスを毎年どうやってつくるか、やはりこういう要求をしていかなければならないのじゃないかと私は思うのです。ですから、予算折衝の面で、財政硬直化である、予算が足りないというような形で、この程度でひとつ基準をおさめようじゃないかというような、いわば足して二で割るような形というものだけで終わっているのは、やはり何といつても本来の行き方じゃない、私はこういうふうに思っておるわけでございまして、その点に對

してはさらに一考をわずらわしいと思つておるわけであります。

そこで、今年度新しく改定をされたわけですけれども、一応昨年度までの現状把握をいたす中で、一体これで最低生活を保持できる状態になっているかどうかという点に対してひとつお聞きをしてみたいと思つておるわけですが、生活保護の中における柱は、何といつても生活扶助であります。生活扶助の中でのいろいろと問題が多く山積をいたしておりますけれども、やはりその中心は何といつても食であります。食でありますけれども、この食を維持する上に立つて、栄養とカロリーがこれでもつて一体どのくらいかない得るのか。現在その根拠になっているのは、三十八年一月二十五日の栄養審議会における答申であります。さらに栄養審議会は、その後における四十五年を目途とした栄養基準量を出しておるわ

けでございすけれども、私どもは、これらをめ
どにいたしましていろいろとこの中身を検討して
まいりますと、実情は、あなたの方の思っているよ
うな思惑とは違つて、実際はかなり低いところに
押えられざるを得ない、こういう状態になつてい
るのじゃないかと私は思うのですが、カロリーは
一体どのくらいを——これは年齢によつて、男女
別で違ふわけですが、私があとで例にとりますの
は、六十歳から六十九歳の女子を対象にいたしま
した際に、一体どのくらいのカロリーとたん白質
がこの基準によつて与えられるのか、お伺いた
します。

○今村政府委員 お答え申し上げます。実は私ど
も、いま生活保護の計算をやります場合やつてお
りますのは、いまおっしゃいました三十八年度の
栄養審議会の答申、これはゾレンといひます
が、四十五年までにかくありたいといふことで
ございす。それで最初は、三十四年に、日本人の
労働別熱量所要量という年齢別、労働別、男女別
という非常にこまかい数字がありまして、三十八
年にはそれを若干改定して、一日一人当たり、大
体最近に据え置きですが、三十カロリー、多くて
八十カロリーくらい、四十五年までにふやすべ
きである、こういうふうな数字になっております。
たとえば三十歳から三十九歳までの男で非常に軽
い労働をした場合には、三十四年には二十二カ
ロリー。それが四十五年目標の三十八年答申では
二十二百八十カロリー、プラス八十カロリーにな
る。それを四十五年までに上げるべきである。女
子については、非常に軽いのは十八百カロリー
で、これは移動する必要はない、こういうふうな
百項目ほどに分かれますけれども、個々の労働状
態、それから性別、年齢別に出ております。その
資料を持つてまいりませんでしたが、六十歳から
六十九歳というのは、たとえば非常に軽い労働で
男子の場合には千九百カロリー、それから女子の
場合には千六百カロリーといふのが、三十四年答
申で、三十八年答申では何ぼになつてゐるか、若
干上がったと思ひますけれども、そういうふう

うな計算に基づいて私ども考えております。

それからもう一つ、第二点の御質問でございま
すが、被保護者のいわゆる生活実態調査というも
のをやつております。やつておりますが、国民栄
養調査のように、詳細に、毎日みそを何グラム
食つた、その価格は幾らというふうにつけさせる
のは、被保護家庭においては非常に無理でありま
すし、いろいろあるものですから、金額だけ出し
ております。したがつて、その中身、何を何グラ
ム食つて廃棄率が何グラムでなんという計算まで
はとてまいりません。したがつて、現実の状況
はこまかい内訳はわかりませんが、実際の消費の
実態を見ますと、食費は、四十二年の一月から九
月までの国民一般平均、それをとりますと、一人
当たり一日百六十七円、それから第一・十分位階
層が百三十八円、それに対して生活保護は、実態
調査によりますと百二十八円。食費は、第一・十
分位階層に比べて被生活保護が九二・七％といふ
ことになつております。この辺の状況が当然一〇
〇％まで持つていかなければならぬのじゃない
か、こういうふうな問題があるかと思ひますけれ
ども、現在のところは、一・九月平均で百二十八
円、第一・十分位階層が百三十八円ですから、約
九円幾ら、十円ほどの差がある、それが九二・
七％という差が現実にある、そこまでは詰めてお
ります。

○田邊委員 これは局長でなくてもけつこうです
けれども、四十二年の基準によりまして、六十
歳以上の女子の生活費の中における食費は幾ら
でございすか。

○今村政府委員 これは一級地で申しますと、こ
れは東京とか大阪とかですが、六十歳以上で飲食
費の合計が月額三千六百六十五円、したがいまし
て、これは一日平均百幾らということでありま
す。

○田邊委員 飲食費といつても、主食と副食その
他がありますね。それで、これで大体所要の千六
百カロリー、その後は正答申では千七百五十カ
ロリー、たん白質五十五グラムに大体当てはまると

いうふうにお考えでございすか。さつき局長は
それに似通つたような御答弁がございましたけれ
ども、大体一日平均百二十円くらいでございま
す。これで一体栄養が行き届いておるといふう
にあなたがお考えでございすか。

○今村政府委員 ちょっと順序が逆かもしれませ
んが、四十年五月の国民栄養調査、これは栄養課
でやつておりますが、それによりますと、常用勤
労者——これは六十歳以上の分だけ区分した資料
がございせんので、国民栄養調査という普通の
世帯との比率上、一級地における日雇い労働者世
帯の一人当たりを計算いたしますと、国民栄養調
査では四十年五月に常用勤労者が二千二百二十カ
ロリー、日雇い家内労働者世帯は二千七十カ
ロリー、それに対して一級地の生活保護の日雇
い労働者世帯といふのは二千百十カロリーとい
うので、現実で常用勤労者よりは十三カロリーほ
ど落ちます。日雇い家内労働者世帯よりは少し上回
るが、カロリーとしてはほとんど同じでございま
す。それからたん白質につきましては、やはり若
干落ちまして、常用勤労者世帯が一日一人当たり
平均七十一・二グラム、それに対して日雇い家内
労働者世帯が六十七・〇グラム、それから日雇
生活保護の世帯が六十六・八といふので、栄養調
査に出てくる日雇い家内労働者世帯よりも〇・二
グラムだけ少ないことだけは事実でございす。

○田邊委員 たとえば施設に入つておる場合、かな
り大人数の施設の状況といふものは、いま局長が
答弁をされたように、大体百二、三十円、多いと
ころはいわば弾力条項を用いて百五、六十円の食
費で二千カロリー前後、たん白が大体六十五グラ
ムぐらゐるまでいつておるのを実は私も知つてお
るのであります。しかし個々の保護家庭の場合は、
そういう全体でもって単価が安かつたり、栄養士
がおつていろいろと注意しながらやるといふこと
もございせんしするので、実際にはそういう状
態になつておらないのであります。

個々のこういう実例がございす。六十歳から
六十九歳までの御婦人が二人で生活をして保護を

受けておる。その二人の方々の一月間の献立をずつ
と調査いたしまして、これを栄養士によつて換算
いたしましたところが、一日平均一人当たり金額
にして百一十一円五十五銭、九百七十三カロリー、
蛋白が三十三・三グラム、脂肪十一・〇グラム、
こういう状態が実は出ておるのであります。私
は、これはまた特別な何か作爲があつたり、特別
どこかにミスがあつたりするのじゃないかと思ひ
まして、一応栄養士を通じて自身身さらに再検討
いたしましたけれども、大体時価に合つてゐる。こ
れは東京の場合ですから、いろいろと時期によつて
値段が違ふ点もございす、大体合つてゐる。
私はこれが大体現在の実情ではないかと思ひので
すけれども、そういう追跡調査をあなたの方で
されたことございせんね。

○今村政府委員 ちょっと聞き落としたかと思
うのですが、二人でカロリー九百七十三とおつし
やいたしましたのは、何か計算間違いじゃないでし
ょうか。ちよつと考えられませんか……

○田邊委員 私も、これはいろいろと中身につ
いて問題が起るのではないかと気がいたしま
して検討いたしました、大体毎日の状態は合
つておりました。ひとつこれをお上げしますから、
次回の委員会ではもう一度追加質問をいたす予
定でございすから、あなたのほうで権威ある栄
養士において調査をいたしまして、その結果を
持つてきていただきたいと思います。

○今村政府委員 はい。
それから、いま先生がおつしやいました、個々
の被保護家庭の献立の指導、栄養指導、実は私ど
ももやりたいのでございす。しかし、これは、
家庭が非常に千差万別であり、老人夫婦のところ
に行つてこよう、あやれやれといふふうな、生活
保護献立みたいなものを押しつけたとか、いろい
ろあつたり、そういうふうなところの私生活まで
入り込まれてはという気持ちもありまして、実は
大数計算だけ私どもやりますけれども、個々につ
いては、何を食ひなさい、これを食ひなさいとい
うふうなかつこうのことは、意識的に避けておる

というふうな状況でございますので、実は追跡調査までまいっておらないという状況でございます。御了承いただきたいと思ひます。

○田邊委員 それでは、時間がございませんから、端的にその後の質問に移りますが、生活扶助の中における衣類の支給は、大体何を基準にして支給することになっておりますか。

○今村政府委員 実は、先ほど申し上げましたように、例の朝日事件の時代、三十三年ころは、たとえばシャツが一年に何枚使えとか、石けんは何個要るとか、非常にこまかいことを書いて、要するに積み上げをやっておいたわけですね。ところが、それでは生活保護は伸びないというので、エンゲル方式というのに三十六年から切りかえまして、したがって、飲食物費だけ積み上げました。現在はまたマクロ方式に変わっておりますけれども、積み上げて、それからその程度の飲食物費を出してある。いわゆるエンゲル係数ですね。たとえばそれが五・一とか四・八とか、そのエンゲル係数で、それだけの飲食物費が四・八に当たるといえば全体の総生計費は幾らに当たるかというふうにして、飲食物費以外は全部エンゲルの逆数で総生活費を定める。こういう方式でやりましたので、それと同じ程度のエンゲル係数の一般の世帯が払っておる、あるいは使っておるだけの被服費とか交際費とかなんとかいうものは、一切はエンゲルの逆数で包含せしめるということでありまして、中身はこまかいことは何もきまつておりません。

○田邊委員 実際に保護を適用するものはそれに対する指導をするあなたの方では、保護の実施要領というものを各実施機関、指導機関に流しておるわけでございますが、この一二ページ、被服費の(9)項を見ますと、「浮浪者等であつて保護開始時において現に着用する被服が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者又は保護受給中であつて前記の者と同様の状態にあると実施機関が認めた者の場合一人当り三千円以内」の支給をする。この条項を見ますと、衣類につ

いて全く使用に耐えない状況にあるもので、大抵浮浪者と同様の状態にあると実施機関が認めた場合に限りて衣服を支給する、こういうかつこうであります。いわば基準は浮浪者という基準であります。私は、こういったいわば実施要領というのが下部に流れておる状態の中では、実際にそれを取り扱うケースワーカーにいたしまして、あるいは生活保護をする民生委員にいたしまして、これが一つの基準になると思うのでございます。もうちょっとこれに対するあたたい配慮というものがなければならぬと私は思うのでありまして、あなたの方では、これは最低のもので、決してこれに全部こだわっているのじゃないかといへば、これに具体的な例としてずっと見た場合に、これが具体的な基準であります。これはあまりにもひどいじゃないかと私は思うのですけれども、どうでございませぬか。

○今村政府委員 お答えします。これは、普通被保護を継続している場合は、飲食物費と、先ほど申し上げましたその他経費といふものを含めて、それは毎月本人に支給しておりますから、普通のものはそれで済む。ここに書いてありますのは、普通の生活をしておったのだが、たとえばふとんがすり切れてしまったというふうな場合に、その部分の代替品を特別に生活保護のほかに支給するというプラスアルファの問題。それからたとえば上野あたりの浮浪者が、救護施設、生活保護施設がありまされども、そこに入ってきたときに、着のみのままといふときに新品を支給するといふもので、根っここの普通の所得階層並みの被服費を含めたその他経費、飲食物以外の経費といふのは本人にいてるわけですね。ですからこれは、そういうふうな事態に特別になつた場合における代替品のプラスアルファの支給という規定でございまして、その辺ひとつ、毎月三千円という意味でございませぬから、御了承いただきたいと思ひます。

○田邊委員 しかしあなた、こういう表現をあくまでしている以上は、プラスアルファというけれども、プラスアルファも何もないじゃないですか。浮浪者並みなんだ。保護受給中であつて前記の者と同様の状態にある、浮浪者と同様の状態にあった場合支給する、こういう表現が一体いのかどうか。これが下部へ行くと、いま局長はそういうふうな回答されたけれども、だんだん締めつけの材料になりはしないかという心配を一面ではするのですよ。これはやはり変える必要がございませぬか。

○今村政府委員 いまおっしゃいますように、やはりちょっと字句がぐあいが悪いのですが、ここで考えておきますのは、「浮浪者等であつてその現に着用する被服が全くないか又は全く使用に堪えない状況にある者又は保護受給中であつて前記の者と同様」というのは、前記の被服が使用に耐えない状況に立ち至つた場合、厳密に書けばそういう趣旨だと思ひますが、前のページにありますが、普通に、普通のもののほかに、(5)であります。被保護者が次のいずれかに該当する場合は、それぞれに定める額の範囲内において特別基準の設定があつたものとして被服費を計上して差しつかえない。毎月のもの以外に特別に支給をするんだ、こういう趣旨でございまして、ちょっと表現が、おっしゃいますように、うちにおつて保護を受けた者でも、浮浪者みたいになり果てた者といふふうな読めるのでは、これは字句がまずいこととは確かでありませぬ。これは改めたいと思ひます。

○田邊委員 この実施要領にいたしまして、それ以外のいろいろな指示にいたしまして、別に私はその中身をほじくつていこうというのではななくて、それが現実の指導の面であつたか配慮となつて下へ行き渡らなければいかぬ。こういう考へ方で、ぜひひとついろいろと検討さしていただく中で、あなたの方では正すべきものがあつたらは正するようにお願いしたいと思ひます。次に、現在非常に物価がどどん上がつていま

すが、消費者米価はもろん上がつた場合には補正をされるわけですが、その他の消費者物価や公共料金値上げをいたしました場合は、この保護基準は一体どういうふうに取り扱いますか。

○今村政府委員 これはたとえば、一三〇の当否はいろいろございませうが、一三〇である。それで四十二年度は、経企庁の発表では四・五という予測といふんです。政策的数字といふのは大体それを若干下回るぐらいでおさまらうであるという状況であります。本年四・八といふことになつておられますので、実際は一三〇と四・八との差、七・八ぐらゐになります。それは実質上の改善である、こういうふうな私どもも思つております。ただ、米価の改定がありまされば、これは総合予算主義といふので、なかなか補正といふわけにはまいりませんが、しかしこれは関連がございまして、上がつたらその部分は予備費でもらうぞといふことになつてございませぬ。ただ、それ以外の一般物価が、四・八がたとへば五・二になつた、あるいは六になつたといふふうな事態があるかもよく推定はできないのでありますけれども、それは四・八と実質改善分が七・幾ら、合計一三〇といふふうな、七・八の実質改善部分は若干引き下げられてくることになるのであります。そのつどその部分だけ、四・八からちょっとでも足を出したらすぐに補正だといふかっこうにはならない、しやうにもなかなかできないといふかっこうで、全体の一三〇の中でやりくつてもらふ。それは一般国民にも、低所得階層にも全部ひつかかつてくる問題である、こういうふうな考へますので、米価補正以外は一三〇の範囲内でまかなつていく、こういうふうな考へております。

○田邊委員 これは四・八がいいか、現実にはそれが行なわれるかどうかという論議は、私はききょうは現実論議だけいたしますから、別にいたしまして、けれども、私どもは最低賃金法にいたしまして、物価の変動によつて三〇％以上の上下があつた場合は、六カ月ぐらゐに一回は調査をして改定

しなければならぬという趣旨のものを考えておるわけですが、一年間はうっておくというところ、私はぎりぎりの生活をしている人たちです。せめて私は半年に一回、できれば三月に一回ですけれども、その厳密な統計資料はございませんで、半年に一回くらいはやはり物価の動向、国民生活水準のいろいろ推移等を見ながらこれに対して対処する、こういう考え方に立たなければ私は現実的でないと思うのですけれども、どうでしょう。

○今村政府委員 御趣旨はよくわかりますが、私も手に入る物価の資料も、これは相当時間的にすれて入ってくるわけですから、そういうふうな問題もありませんし……(田邊委員「予算を組むときは同じだ」と呼ぶ)ですから、予算を組むときは同じだという問題と、それから、ただ物価だけ組むというところ、非常に大きな問題になります。たとえば物価アップ分だけしか組まないというところでは困りますが、それが一二であれ、四であれ、物価をオーバーして七割あるいは幾らというふうな、実質改善部分が組み込んでありますので、先生おっしゃいますように、半年あるいは三ヶ月ごとに基準改定というのは、事実問題として非常にむずかしいというふうな考えております。

○田邊委員 それはさらに前向きな検討をお願いしたいと思います。

さてその次は、この保護基準は月単位で出されておられますけれども、これはいま言った非常にぎりぎりの生活をしている人たちの対象の問題です。からお伺いするのですけれども、一月は幾日で換算されておるのですか。

○今村政府委員 これは三百六十五割る十二、したがって三十・四に相なります。

○田邊委員 しかし、これは月によって三十日、三十一日、二十八日とございますね。ところがそれならば、それらのことは保護家庭に、今月は三十日だから、三十四から四で換算してあるのだから、

ら幾らか残しなさい、三十一日の月があるのだから、そういう指導をしているのですか。

○今村政府委員 これは理論的に言えば、二月は二十八日から二十八日分、大のときは三十一日分と計算すればいいと思いますけれども、しかし実際われわれの家庭でも、三十一日だから月給をふやしてくれるわけじゃないで、それはやはり月単位という計算でまいて、それはむしろ、しょうゆの買い置きも若干あるし、線り越しもあるしということ、そのところは行政事務上、毎月毎月別な計算表を出さなければならぬというところでも困りますので、年にならしてそれを十二回に分けて月々三十・四だ。ですから二月なんかの場合には、三日分がそこは余しておいて翌月食ってこれ、こういうことになるだろうと思いますけれども、その辺はひとつ御了承いただきたいと思います。

○田邊委員 これはあなたのほうで、いままでは三十日で指導しておるのじゃないですか。

○今村政府委員 これは、前に月単位という計算をしておったときに、ここの内訳のつくり方について、三十分の一というふうなやつで、三十分の三六十五、こういうふうな計算いたしております。これを厳密に言いますと、うるう年というのが一つあるのですが、これは人事院でもどこでも、三百六十五を十二で割るという仕組みになっております。

○田邊委員 一級地から四級地までの差がございしますが、この差は一体どのくらいの間隔がございしますか。

○今村政府委員 これは四段階で一級地を一〇〇、それから九割刻みで九一、八二、七三、こういうふうな割合にいたしております。

○田邊委員 いまの状態では、大都市と町村、都市と農村との差は、非常に縮まってきていると思はれるのです。したがって、これは全体でいきま

れほどの一級地から四級地までの間の間隔というのは、ちよつと差が大き過ぎるのじゃないかという気がするので、どうでしょう。

○今村政府委員 これは現在の九割刻み、二七割差というのをきめましたのは、たしか三十二年か三年だと思ひます。それ以前にはある時期には、六段階に分けたり五段階に分けたり、いろいろ経過がございします。ただ私も、逆なことを申し上げて非常に失礼でございしますけれども、生活保護は要するに現実の生活というものを改善する力には要しません。それでむしろ一級地あたりでは、隣近所の生活が非常に高度化してくる。したがって、飢餓的な感じ、要するに欠乏感というものは非常に強い。ところが農村あたりにおきましては、わりと波及がおそれるものですから、その地域における上と下との生活の格差というものは開きが少ない。したがって七三でも少しおかしいじゃないかというふうな感情も出てくる。それから都市部のほうではもう幾らあっても足りないというふうな、その辺の実態なり感情なりいろいろ調べたのですが、きめ手がございせんから、現在のまま九割刻みにしておきますけれども、これは、自治省の地方交付税交付金の種地とか、あるいは補正係数とか、いろいろなものを使つてきめたわけでございます。しかし、再検討の時期に来ているとは思ひます。しかし、私どもがいままで詰めておったところでは、むしろ七三くらいの方がちよつといいところじゃないのかなというふうな気がしております。ちよつと計数的になかなか詰めていくものですから、まだ未決定であります。

○田邊委員 これも農村ならば、保護家庭といわず、特に食費について融通はつくじやないか、何かこういう観念はあるんですね。しかし現実的には、いまのかなり流動化しつつある状態の中で、大都市においても大都市とあまり変わらぬ生活実態である、こういうことを私どもはやはり把握しなければならぬと思ひます。したがって、いまの九割間差という状態がいいかどうか、私は、やはりそろそろ検討してもらわなければならない時期

じゃないかというふうに思ひますから、ひとつ関係各省とも相談をされて、この次の時期の一つの参考として検討をお願いしておきたいと思ひます。

いろいろございしますが、せつかく警察庁が見えてから、教育扶助以下の各扶助に対する質問はあとに譲りまして、警察庁にお伺いします。

いま、いろいろ申し上げたような、保護家庭は難状をする状態にございします。わらにもすがりたという気持ちになることは当然でございします。ところが、この保護家庭の窮状に便乗いたしました、つい最近相次いで悪徳の金融業者が保護家庭を食いものにしているという事件が発生いたしておりますのであります。これに対して、警察当局はそれぞれこれを取り調べをいたしておるようでございますが、つい最近起こりましたのは、神戸ないし東京において、特に二割以上の高金利でもって貸し付けを行なつておる。しかも生活保護の扶助料のための銀行通帳等を担保に取り立てておる。こういう事件の発生を見ることが報道されております。これに対する措置は一体どのようにされておるのか、まず警察にお伺いをいたしたいと思います。

○鑑治説明員 兵庫警察では、昨年の暮れ、神戸市内における悪質な高金利事犯のあることの端緒を得まして、捜査に着手をいたしまして、二月五日までに悪質な従業者十一名を検挙いたしております。それで、この事犯の実態でございしますが、二月五日の検挙の際に、被疑者の自宅、店舗等四カ所を捜索いたしました。被疑者を逮捕して取り調べましたところ、被疑者は昭和四十二年の七月ごろから四十三年の二月ごろまでの間、七十三名の生活保護、困窮者に対して百五十二回にわたつて金銭を貸し付けております。その貸し付けにあたりまして、おおむね日歩三十五銭から八十銭くらいの割合の高利で貸し付けておりましたが、不当な利得としては、約四百万円の高利貸し付けに對し、四十万円余りの不当な利得を得ておりましたので、これを取り調べまして二月七日に被疑者を送

致いたしました。二月二十三日には起訴されまして、目下審理中でございます。

次に、警視庁における事件でございますが、警視庁におきましても、生活保護者を対象とした高金利事犯を三月十四日に検挙いたしております。その状況は、被疑者は荒川区で無届けで貸し金業を行っていたのでありますが、同じ区内の生活保護者等十三名に對しまして総額約五十三万円を貸し付けるにあたりまして、兵庫県の例と大体同じようなやり方でございますけれども、生活保護費の受給に必要な銀行預金通帳等を担保にとりまして、日歩三十一銭から最高一円三十三銭までの間の高金利で貸し付けを行ないました。超過利息、約三万五千円の不当な利息を得ていたものであります。三月十四日に被疑者を逮捕いたしましたので取り調べを行ない、三月十六日に送致いたしております。

○田邊委員 これは高金利のいわば悪質な金融業者である、こういう観点で捜索をされておられるのでございますが、警察当局として、法律違反というものはこれだけに限定をされておられるのは、私は幾らか捜索の面で十分でないじゃないか、こういう気がするのであります。いま申し上げたように、生活扶助料のためのいわば銀行預金通帳を担保にするというところは、これは法律に禁止をされておるはずであります。そういった点から見まして、ただ単に何か高金利の貸し付けであるということと、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律違反容疑とすることのようですけれども、結果は罰金刑かどうかかわりませんけれども、その程度の取り締まりでは、この悪質業者の現状を根絶することはむずかしいのじゃないか。何か強力な手段を講ずる必要があるのじゃないかと私は思うのですけれども、そういう御検討をされたことはございませんか。

○鑑治説明員 高金利の取り締まりにつきましては、ただいまお話のございましたように、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律によりまして取り締まっておるわけでございます。

この第五条に規定するところによりまして、その条項に該当するものには三年以下の懲役、三十万円以下の罰金というものに処せられることになっております。確かに御指摘のように、これの對象が生活保護の受給者であるというふうな場合には、たいへん悪質であるというふうに私のほうでも考えておるのでございます。こういうものに對する取り締まりは強力にするように考えておりますが、何ぶんにも、この支払通知書等を貸し金の担保として預かる行為につきましては、これを罰するところの規定がございせんので、直ちにそれによつて、その行為だけをとりえて取り締まりをするというところはできないわけでございます。ただ何ぶんにも、この種の事犯というものが、生活困窮者に対して著しい障害を与える、また社会一般に与える影響も大きい、かように考えておりますので、これらの事犯のありました際には、債権取り立て等にあたりますと、あるいは暴行であるとか、あるいは脅迫であるとか、あるいはまたたむつき手段というふうなことを弄する例が間々ございまして、これらに對しましては、警察といたしまして十分注意をいたして、刑法に融れるこれらの行為に對しましては、それぞれ条文によりまして厳重に取り締まっていきたい、かように考えております。

○田邊委員 もちろんもぐりの高利貸しをやっている人たちに對しては、それらの措置があると思ふのです。しかし、堂々と営業している金融業者の中にも、それに類するものがあるわけですから、これはある金融業者のやっておる営業案内でございまして、そこに「なお当社は生活保護を受けてる方には特別な御相談に応じております。通帳不要」という印刷をして堂々と営業している業者があるわけですから、これらはあなたの方のほうで察知されたことがございせんか。

○鑑治説明員 警察としてはまだ察知しておらないわけでございます。ちよつともう一つつけ加えますと、いまのところ私のほうではそういう報告を聞いておりません。

○田邊委員 厚生省はどうですか。こういう事例が随所にあらわれているわけですから。その一部が警察の摘発を受けて取り調べを受けておる、こういう状態です。あなたのほうは直接生活保護を取り扱っている監督官庁ですから、こういう事実を御存じでございますか。

○今村政府委員 存じております。ことに最近いろいろ問題が起きましたのは福岡県、北九州というところで、そういうものも実は話は聞いております。ただ、被保護者だから判こをつかなくても簡単に貸しますよと書いてあるというのを聞いて、それだけではひっかかるというところにはならないのかなと、もやもやしているうちに、きょうになったわけでありまして。ただ一番困りますのは、大體福祉事務所あるいは市役所で金を払い出す、その日には何十人かずつと来るわけですから、それが、その日に人骨柄といひますか、異様な人がおつて、そこでむしられる。そこで、警察権があらませんので、福祉事務所の職員が裏口から逃がしてやろうとしたとしても、裏口にもいるというところで非常に困つております。そういうことで、これは大蔵省の金融体系にも関係がございまして、財務局と警察本部と警察署というふうな、何とかそれを取り締まってもらいたい。というの、別に脅迫するわけではありませんが、やはりそういう印象を受けてしまつてそういうふうなことになるものだから、その支払い方法なんかも、やはり銀行払いとかいろいろ方法を考えないともっとも銀行払いにしたところで、自宅まで押しかけるようではあれですけれども、いまの制度ですと一カ所に集まつておりますから、車を持つてくると簡単に連れ込まれてしまふというところ、生活保護の運用を考えなければならぬと、が、しかし本質的には、なかなかこちらでは直に手が出ないというところで弱つてゐる。ケースワーカーに、こういう者に借りるものじゃないということを、口をすっぱくして連絡はしております。

○田邊委員 これは厚生省と警察庁両方にお願ひしておきたいのでありまして、こればかりを取り締まるのが警察の任務ではございせんでしょうか、しかし何と云つても、金額の多少にかかわらず、いわば国民の総がかりで生活をよくしてあげたいと考えておる保護家庭を食ひものにするというこのやり方は、断じて許すことができないと思うのであります。したがつて、福祉事業所等から十分連絡を警察にもしていただき、それに対応して警察当局は適切な措置をとっていただくことを、私は特にお願ひしたいと思ふのです。聞くところによると、三十五銭から八十銭、一方は三十一銭から一円三十三銭で、この金利がべらぼうだということももちろん問題であります。その背後には、何と云つても暴力団的な色彩が非常に濃いのではないかというふうな気がするのであります。それらとの関連からいひましても、この種のもの根絶するような断固たる措置をぜひひとつ警察にお願ひしたい、こういうふうな思ひがあるので、要望しておきます。

それから、何と云つても原因は現在の厚生行政にある。他の委員会で大橋委員の質問にお答えしておるのを私も拝見いたしました。局長、世帯更生資金があると話をされておりましたね。生業費やその他生活保護にはいろいろものがあるというお話をされておりましたが、問題は、これらの制度なり貸し付けを十分利用するという状態になつておらない、ここに問題があると私は思うのです。そういう便利で金利のかからない貸し付けがあるという話はいたしましたが、そういった貸し付けを受けたり、生業資金やその他の技能修得費や住宅資金を受けたりいたしますと、それが保護の打ち切りに通じはしないかという懸念が保護家庭にあるところに、何と云つても、この種の問題の取り扱いが十分に行なわれておらない、こういう点があるかと私は思うのでありまして、この悪質な金融業者をどうしても利用しなければならぬという状態というものを払拭するため、いままでの指導要領だけで十分足りるという

ふうに考えるのは誤りである、こういうふうな思っ
ておるわけですが、こういう事態がつ
最近随所に起こっているという事実にかんがみ
て、さらにこれに対応する施策を具体的に講じて
もらう必要があるのではないかと思ふのですが、
いかがお考えですか。

○今村政府委員 生活保護の中にも生業資金とか
技能修得とかいろいろございます。しかし、それを
もらったから、すぐに二、三カ月で切られてしま
うというものはございせん。屋台を買って
仕事をする、あるいは店先を改良して何かする、そ
の状況を見ながら、ほんとうに一応落ちついたと
いうことになればということで、別に期限を切つ
てということはおもひもやっておるつもりはござい
ません。末端のほうでいろいろ深いことを言うも
のですから、あるいはそれをおそれるということ
があるかとも思ふます。それは、末端のほうに十
分注意して、生活保護本来の趣旨の中には自立助
長という問題が一つあるわけでございますから、
間違ひのないようにいたしたいと思ひます。

○田邊委員 あとの質問もございしますから、実
は御案内のとおり七つの生活扶助の問題だけを
とらえたわけではございますが、それ以外にもこ
れからたくさん実はいろいろ問題がございします。
ただ、いま行政指導の問題が出ましたので、行政
指導上の問題が、すべての扶助の適用にあつた
の具体的な一つの問題として残されておるのでは
ないかと私は思ふのであります。

そこで、きょうは一点だけお聞きをしておい
て、あとは来週に回したいと思つておるわけであ
ります。保護の決定や保護の開始、あるいは
保護の変更、打ち切り等をするについて、最も基
本となる法律上の定めは何でございましょうか。
ちよつとおわかりにければ、保護家庭を訪問さ
れていろいろ指導をされておりますけれども、そ
の中で、保護家庭に対して対処する場合におけ
る、忘れてはならない法律上の根拠といひましょ
うか、たてまえは一体何でございましょうか。

○今村政府委員 これは二本立ての問題がござい
まして、一つには、理由がどうであれ、厚生大臣
が定めるわけでありまして、とにかく一定の生活
水準以下に下がった人については、その人が国に
いゆる保護請求権を持ち、それを保障するとい
うことが一点でございます。

それからもう一点は、第一条にもありますよう
に、無差別平等に保護いたしますけれども、それで、
働けない人は別でありますけれども、そうではな
い、その世帯が自立更生して一般の経済活動に
入つていくように応援をしなければならぬ。
この二本だと思ひます。

○田邊委員 この指導要領の一八九ページ、第一
○「保護決定実施上の指導指示、検診命令」、こ
ういふものがございしますけれども、私はこれを
ずっと読ましていたございましたけれども、これは
重大な欠陥があると思ふのです。ここに流れてい
る精神というのは、生活保護法第六十二条の規定
に基づく「必要に応じて保護の変更、停止又は廃
止をすることができ、このことばかりに頭が
いつてゐると私は思ふのです。もちろん、ここに
書かれておるいろいろな保護の要件を欠くものと
して、申請を却下する、あるいは変更、停止または
廃止を行なう、こういうことも場合によつては必
要でございましょう。しかし、これだけを力点に
して指導をし、指示をやられるという印象が、こ
れは非常に強いのではないかと思ふのです。しか
し、生活保護法の法律に流れる精神というのは、決
して、保護の打ち切りをしたり、停止をしたりす
ることには重点があるのではないと思ふのです。も
ちろん、保護を受けたいような状態に引き上げる
ことが最大の目標である。しかし、それができ得
ない事態の中では、いかにあたたかく保護家庭に
対処してやるかということが基本でなければなら
ぬと思ふのです。これをずっとながめてみて、そ
の精神は一体どこに流れてゐるか。これは第一○
ばかりではございせん。大体、この指導要領を
ずっと拝見をいたしましたけれども、この中には、
その精神の基本になるものを書いておるところが

ございしますか。どこに書いてありますか。

○今村政府委員 御指摘、なるほどこれを見ます
と、いわゆる被保護者の自立更生の義務というこ
とを表面に立てておりますが、これは法律の四条
の生活保護の根本問題でありますけれども、これ
は全額公費でまかなわれる限りにおいては、やは
り本人の資産、能力全部を自分の生活に充当して、
それでなおかつ足りないところは全部公費で見
るのだ、こういう制約がありまして、これは保険の
ように、いわゆる当然の給付請求権というような
かつこうとは違ふものですから、そこが昔から、
いわゆる救済法的だといふ議論がございま
すけれども、やはり筋道からいけば、働ける者は
働くし、資産のある者はまずそれを生活に充当し
ていくということがございします。その部分に
ついては、具体的に丁寧に第一線のほうでは話を
しなければならぬと、そのところだけはよ
く注意しておかなければならぬという、こういう
部分の規定といひますか、通牒でございします。で
思想としてはこの法律で、もつたから情民養成
だとか、あるいは劣等感を感じるとかいうふうな
ことがないように、ケースワーカーの本務という
ものはそういうものなんだということを十分第一
線のほうにも浸透させるように努力している、こ
ういふつもりでございします。

○田邊委員 この指導、指示が、いわば何か押し
つけのような、命令のような印象を与えておるの
であります。法六十二条にあるように、被保護者
は指導、指示に従ふ義務があることはもちろんで
あります。しかし、この生活保護法の指導、指示を
行なうという原則は何かと言へば、これは六十二
条じゃございせん。これはあくまでも二十七条
であります。それによつて、指導、指示ができる
というふうになつておるのであります。しかも、
二十七条二項は、「前項の指導又は指示は、被保
護者の自由を尊重し、必要の最少限度に止めなけ
ればならない」、第三項には「第一項の規定は、
被保護者の意に反して、指導又は指示を強制し得
るものと解釈してはならない」、これが基本であ

らうと思ふのです。ところが、六十二条を強調し、
これに従ふ義務制を何か重んじるあまり、これに
対して強制力を持つような印象を第一線の職員が
持つことは、これは非常に危険だろつと思ふので
す。私は、もちろん保護家庭が何か安易に流れ、
ただ保護を受けていけばいいというような状態へ
おちいることは避けなくちやなりません。自立更
生をしようという意欲を持たせることは必要であ
ります。しかし、そのことと保護の打ち切り、停
止とは、これはもう全く似て非なるものでありま
す。そういうことからは言ひますと、もちろん
法をたてまゑとしていいますから、この指導要領
に「法律を考へなくとも、これはもうケース
ワーカーもみんな知つてゐるんだ、こゝろあなた
はおつしやるかもしれない。しかし現実には、いろ
んな面における締めつけと称して、実は何か打ち切
りを強制されやしないか、こういう観念を与えて
いるのは、現場の職員があまりにも職務に忠実だ
からであらうと思ふのです。しかし、そこにやは
り一項起つて、常にその基本は二十七条であ
る、被保護者の自由な意思というものは尊重するん
だ、決してこれは強制するものではない、こういう
精神というものを常に生かせるような、そういう
指導がなされておらないところに、どうも局長が
おつしやるような考え方というものが下部へ徹底
してゐない状態があるんじゃないか、私はこうい
うように思ふのです。私は十数年前からこの問題
に対して注目をしてきて、一時ほど福祉事務所の
職員等に対する非難は少なくなつてゐると思ひ
ますが、しかし、まだやはりそういう考へ方
というものが被保護世帯にあるといたしまするな
らば、私はやはり、これらの実施要領等を作成を
し下部を指導する場合に、法の基本というものに
対して常に触れておく必要があるんじゃないか、
こういうふうに思ひますけれども、どうでござ
いましょう。私の意見というものをあなたが受け
入れられて、さらにひとつ今後の適切な指導の材
料にされる御用意がございしますか。

○今村政府委員 先生おっしゃいましたように、十年前あるいは数年前においては、非常に福祉事務所に対する、取り扱いの態度が悪いというような議論がございました。しかし、これはいろいろ考えてみますと、保護基準が例の三八%まで落ち込んだような状態のもとにおいて、非常に実態から見て苦しいというのを、この要領に基づいてやらざるを得なかったという点からいろいろきていると思えます。その後、おっしゃいますように、基準もだいたい上げてもらった、十分とは決して申しませんが、というふうな問題があります。

それからもう一つ、これはごらんになった一番最初のページ三枚目か四枚目に、私どものあらゆる会合をやりますときに、とにかく常に公平でなければならぬとか、被保護者の立場を理解しよき相談相手になるようにとめること。ただ計算ワーカーじゃないのです。ケースワーカーなんだ。これは要するに、ほんとうに生活に解け込んで親身になって話を聞かなければだめなんだ、それは生活保護実施以前の問題なんだということは、重重申し添えてあるかと思っておりますから、今後とも一そう努力したいと思えます。

○田邊委員 ひとつ具体的な指導の面で、私はやはりそういった配慮が必要だろと思うのであります。一番最初読まれたような意味では、なかなかそうはいかぬのであります。具体的な実施要領のほうばかり注目するのであります。そういう誤りが現実起こってないと言えないのであります。そういうことのないことが最も望ましい。締めつけが激しい、打ち切りを強制される、こういう印象を与えることの絶対にならないように配慮していただくような必要がある。今後の指導をぜひお願いしたいと思っております。

それでは、きょうは、まだ御案内のとおり、その一片をのぞいただけの審議でございまして、引き続き私はこの問題に対してさらに徹底をした質疑を行ないたい、こういうふうに思っておりますので、よろしくひとつお願いしたいと思えます。

きょうはとりあえずこれでもって打ち切ります。

○八田委員長 次に、内閣提出の清掃施設整備緊急措置法案を議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。山本政弘君。

○山本(政)委員 昭和三十八年に生活環境施設整備緊急措置法というものが出来まして、そしてその後四十二年に計画を早めるということで、今度清掃施設整備緊急措置法案が出たわけですが、昭和四十二年四月十二日の官報付録に、「清掃で美しい国づくり・環境衛生週間」ということで「昭和三十八年度を初年度とする生活施設整備緊急五カ年計画」もその終了年度を一年早めて、本年度から「これは昭和四十二年のことを言うのだ」と思いますが、これは「新五カ年計画が策定され」、こういうふうに出てくるわけですが、終了年度を一年早められた理由というのをまず第一にお伺いをいたしたいと思えます。

○松尾政府委員 四十二年を中心といたします五カ年計画をあらためて提案申し上げることになりましたのは、一つは下水道関係との所管の問題の整理が昨年ございまして、それに基づきまして下水道関係の五カ年計画もあらためて行なうということになりましたので、それにし尿処理の計画もあわせていきたい。こういう調整をはかるという問題が一つございまして。

それからいま一つは、やはり最近の都市化あるいは生活の向上というふうなものに伴いまして、こういう清掃関係の処理すべき対象というものが非常に膨大になっております。こういう環境をこういう面から維持してまいりますためには、やはりそれにマッチした計画を練り上げてやるべきではないか、こういう判断から新しい提案をしたいと考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 そうしますと、この清掃施設整備緊急措置法案による計画というものは、一応、対象の人口とかそういうものについては、ここで

いただきました資料に書いてありますけれども、その金額ですね、財政的な措置についての内容をお聞かせいただきたい、こう思うのです。

○松尾政府委員 この五カ年計画の事業量の総量をセッティングしたにあたりましては、昭和四十二年の三月に経済社会発展計画というものが策定されました。その中におきまして、いわゆる社会資本投資額というものが一兆二千七百億というふうなセッティングがされておるわけでありまして、その際に、これに合わせまして、その長期計画を作成をするという中におきまして、清掃関係の五年間の総事業量を千三百三十億というふうに設定したわけでございます。五年間における清掃のこの措置に伴います総事業量というものは千三百三十億ということでございます。

○山本(政)委員 そうしますと、その初年度からこの五カ年計画になるわけなんですけれども、各年一体だけの予算的な措置をお話しになるのか、その内容をひとつ大ざっぱでけっこうですから、お聞かせいただきたいと思えます。

○松尾政府委員 四十三年の状態で申し上げますれば、国の補助金がし尿に關しましては二十三億、それから起債関係が四十三億、一般財源が約十七億というふうなことで、四十三年のし尿関係は八十三億。それからごみ処理につきましては、補助金七億、起債九十二億、一般財源三十九億、合計いたしまして百三十八億というふうな事業量の設定でございます。ちなみに四十二年について申し上げますと、し尿処理につきましては、補助金が二十一億、起債三十六億、一般財源が十五億、合計いたしまして七十二億でございます。それからごみ処理につきましては、補助金が六億、起債が九十一億、一般財源からは三十九億で、百三十六億というものが四十二年の状態でございます。

○山本(政)委員 三十八年に五カ年計画が立てられましたね。そのときには総経費は千九百五十億だったと思うのですが、今回はそれを下回る千三百三十億。局長のお話では、下水道との

関連で、そして新たな状況の変化でということであつたのですけれども、少なくとも内閣のほうでそういう社会開発計画ということで新五カ年計画を立てるならば、予算的に見ても、もつと前の五カ年計画を上回る財政的な措置が講ぜられていいと思ふのですけれども、その点はなせ少ないのかという疑問を私は持つわけです。その点の説明をいただきたいと思えます。

○松尾政府委員 前の旧五カ年計画のときの事業総額は、一千億で設定しておつたわけでありまして、内訳としまして、し尿関係が六百五十億、それからごみが四百五十億ということでございます。このほかに下水道関係が千億でございます。合わせて二千二百億というふうな額になっておつたわけでございます。ただいま私が申し上げましたのは、ごみとし尿に關します千三百三十億、従来の計画に對しまして今度は千三百三十億、こういうふうな対応になるわけでございます。

○山本(政)委員 三十八年度に、これは決算だったと思ひますけれども、不用額が出ております。その理由は、不用額を生じたのは用地の選定難により一部市町村において事業を中止したので、清掃施設整備補助金を要することが少なかった等のためである。これはおそらく、用地買収のために非常に地元の反対とかなんとかいうものが起こつて、そういうものができなかったと思うんですけれども、三十九年には事業を変更したので同じような不用額が出ています。額は違いますけれども、不用額が出ています。三十九年の事業変更したというのは、どういふふうな事業が変更されたのか、この点についての御説明をいただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 三十九年の場合におきまして、事業計画の変更と申しますのは、やはり予定しておつて建設しようという計画ができなかったという意味で、事業計画の変更という表現を使つております。

○山本(政)委員 四十年の決算も、不用額を生じたのは用地の選定難によりという理由になつて

おります。三十八年、四十年、四十一年も同じ理由なんです。なぜそれでは三十九年だけが事業を変更したというふうになっているのか。私は、あなたのおっしゃるような理由から言われれば、当然三十九年度の決算も、不用額については三十八年と同じような理由がつけられなければならぬと思うのですけれども、ここだけなぜ違うのか、この点私は理解できないのですが、もう一度御説明をお願いしたいと思ひます。

○松尾政府委員 前の時代のことでございますけれども、特別の事情があつてそういう表現を変えたという事ではないという由でございます。

○山本(政)委員 局長のお話を信じて次の質問に移りますけれども、三十八年、それから三十九年、四十年、四十一年と、この不用額を総計しますと、七億円をちょっとこえるわけですね。そしてこの一般会計は、増はたしか七億円くらいだと思ひます。そうじゃございせんか。——そうすると、不用額についてきちんとした計画がない。地元民の反対があるというやうなことで不用額を生じたというのですけれども、五カ年計画をおやりになるときは、当然そういうことが将来予想されると思ひます。その点について私は、厚生省としては監督官庁として慎重に配慮しなければならぬだろふと思ひ、十分な準備といひますか、そういうものがあらねばならぬと思ひます。毎年用地買収のためにそういう不用額が出る。しかも三十八年から五カ年計画の中で七億円の金が不用額として計上せられる、しかも前年度と比べてそれに見合うだけの金額しか増額されていない、こういうことについては、私は行政指導上としてはたいへん問題がありさうな気がいたします。その点について、今後そういう問題が起これば保障はできないと思ひますけれども、一体どのようにそういうことを生じないように完全に五カ年計画を遂行されるのかということについて、御意見を伺ひたいと思ひます。

第一類第七号 社会労働委員会議録第十六号

○松尾政府委員 御指摘のように、この清掃施設を設置いたしますときに、地元の、特に周辺の方が反対をされて、立ち往生いたしましたので、きんかつた。あるいは計画が延びてしまふ、こういうことが往々にして起こつておりますことは、御指摘のとおりでございます。それで私もいたしましては、まずこういう問題の処理につきましては、具体的には、個々の問題が起りましたときには、それぞれ地方公共団体の御相談を受けながら、個別的に解決できるような方法はそれぞれとつておるわけでございます。必ずしも同じ事情、同じ方法というわけにまいりませんので、できるだけ個別的に当たつて解決をしたい、こう考へておるわけでございますが、全般を通じて申し上げますと、執行に当たる地方公共団体みずから、かような施設を設置するための十分な知識といひますか、どういふ影響があるか、あるいはその周辺にどういふやうな問題があるか、あるいはこのやういふ現在の技術をもつてしてどの程度の不満、不平といふものを与えるものであるかといふやうな点についての配慮がやや足りないやうな場合が多いやうな気がいたします。そういったしまして、急にどこか便利などころに適當にきめまして、つくろつて立ち往生しているといふやうな事例がございまして。そういう点を計画の当初から十分よく認識をされて、また一般にそういう問題が起るころにつきましては、わりあい都道府県との連絡という点も薄いやうな印象を受けておりますので、都道府県からもより積極的に指導させるという事で、そういう障害をできるだけ少なくさせたい、こう考へておるわけでございます。

○山本(政)委員 それでは、条文についてちょっと伺ひたいと思ひます。すけれども、いただきましたこの資料の六ページの第三条に「厚生大臣は、昭和四十二年以降の五箇年間に於ける尿尿の処理に関する計画及び昭和四十二年以降の五箇年間に実施すべきごみ処理施設整備事業の計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならぬ」とあるけれども、これは、私はしろうとでよくわからないのですけれども、四十二年度といふものはもう過ぎたわけですね。そして、さっきのお話では、あなたは四十二年度についての予算の計画も説明していただきました。そうすると、四十二年から五カ年計画をやる——もう過去に過ぎ去つた年度である。しかもそこに、あなたのおっしゃることから言へば予算がついてゐる。本来ならば、常識からすれば、四十三年度からの五カ年計画であるべきはずなのだけれども、私はどうも何か理解ができないものがあるわけですね。そうすると、この五カ年計画といふものは実際は四カ年計画ではないのか。あなたのおっしゃるやうに五カ年計画ではないのか。それは同時に同時に、今年度、四十三年度の、これは予算がついたものについての審議なんですけれども、この法案といふものはなせ四十二年度といふことになつてゐるのか、この点は理解ができないのです。と同時に、よく知りませんので、教えていただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 今日の段階におきまして、先生御指摘のやうな印象を受けますことはごもっともなことだと存じております。私も、できまゝならば、四十二年度に成立をさせていたきたいといふ願望を持つておつたわけでございます。ただ、少しこの経過を申し上げますれば、第五十五国会のときに、下水道の緊急整備五カ年計画とあわせてお願ひをしたものでございまして。下水道五カ年計画のほうは、ちよつとやはりこのし尿処理が下水道計画と調整をしなければならぬといふのと同時に、下水道のほうも、し尿処理の五カ年計画と調整をして閣議で決定しなければならぬ、こういうことになつておるわけでございます。ところが、その下水道計画のほうは昨年の夏に成立をいたしております。ただいまは、このいわば相手方になります。こちらのほうの計画、この法律上の調整をはかつて閣議決定をするという段取りが、こちらがないためにできないといふやうな事態になつておるわけでございます。

○松尾政府委員 この五カ年計画といふものが、この法案にもありますやうに、五カ年間全体の計画といふものをどうするかといふことをきめるといふことが主体でございまして、年次別の計画をこれきめるといふものではないわけでございます。ただ、おっしゃるやうに、實際問題として、この五年間のうちの第一年に相当する部分は、実績としてすでにもうできておる、こゝ御理解いただくかと思ひます。

○山本(政)委員 わかりました。三十八年度の五カ年計画の事業実施の目標を、前の厚生大臣の小林さんが説明をしておられます。これはその当時の議事録でありますけれども、それを見ますと、「し尿処理施設整備につきましては、五カ年間に約三千万人のし尿処理施設を整備する。またごみにつきましては、厚生省間には、し尿処理施設と同じやうに五カ年間に約五千万人分のごみ処理の施設をする、こゝいうことを目標としてその年次計画を持つておる、こゝう言われておるわけですね。そこで伺ひたいのは、この達成率について、私はたいへんいいかげんではないかといふ気がするわけですね。それはし尿処理につきまして、これもたぶん厚生省のほうから下つたものだ

思いですが、その資料によりますと、三十八年から四十一年度の間に、し尿浄化槽は二百五十三万一千、それから公共下水道が三百七十三万五千五千人です。合計しますと六百二十六万六千五千人、実は水洗人口が得られておらないということになる気がいたします。あとは非水洗人口だということになると、五カ年計画というものは、実はほとんど、三千万人ですから五分の一しか達成せられておらないということにしなければならないのじゃないか。五カ年計画で五分の一しか達成せられていないということは、幾ら何でも、これは厚生省は、そういう清掃に関する行政としては私は非常に遅滞をしているものだという感じがいたします。

それから、ごみの処理につきましても、五十五万人という計画であったのが、実際は三十七年、三十八年、三十九年、四十年、四十一年と、この五カ年をとっても、一千七十八万一千人にしかなりません。そうすると、これも五十五万人というものについて、ほぼ五分の一にしか出ておらないという、そういう数字しか、どうしても出てこないのです。

そうすると、あなたの方のおっしゃる先ほどの金額から申し上げても、新しい五カ年計画をおつくりになっても、実際としてやはり五分の一程度、あるいはそれをやや上回る程度のし尿あるいはごみの清掃施設が完備されるだけにすぎないのではないか、こういう気がするわけです。総額で申し上げても、ふたと申し上げてもその程度の上昇で、はたして厚生省のおっしゃるように五カ年計画が達成できるのかどうか、たいへん私は、財政の措置から見ても、過去の実績から見ても、疑問に思われるわけです。一体この点について、厚生省は自信をお持ちになっているのか。お持ちになっているなら、その根拠というものを是非お伺いをしたいと思ひます。

○松尾政府委員 ただいま御指摘になりました人口によります数字について、ちよつと私も理解しにくい点もございますが、実際のほうを申し上げますと、三十七年にいわゆる特別清掃地区の人

口が五千七百万でございました。それが四十一年末におきましては六千八百四十三万、総人口の約五九%から六九%というふうにあつております。そういうふうな方に対応いたしまして、それを処理する施設というものをつくる。先ほど申し上げましたように一千百億という事業量を目標に計画を進めてまいりましたけれども、その点に關しては、実績としては四十一年度ではほぼ達成してきて

いるわけでございます。ただ、あるいは私どもが今度の五カ年計画をあらためてやり直さなければならぬと思つてゐるもう一つの背景がございまして、それは当時の旧五カ年計画では、特にごみ処理につきましては、ごみの一日の排出量といつたものをほぼ従来どおりの線で据え置いて計画をしておたという点がございました。したがいまして、その点に關する限りはある程度の計画量は達成されたといつても、ごみの実際の状態がから見ますれば、はるかにまだ低いという状態がございまして、この点は、今後の計画ではさうな誤りをしてはならない、こう考へておりますので、従来の計画と違つて、ごみの排出量というものもさういふ生活状態からふえてくるという態勢に、事業総量というふうなものから私ども把握しておる關係におきましては、ほぼ計画は達成できたといつてもいいと思ひます。ことに、この処理すべき目標というものは、対象となりますごみ等が非常にふえたということで、あるいはし尿処理にいたしましては、一日一リットルという計算でございまして、現実にはやはりそれが不足である。一・二リットルという今度の計画にしなければほんとうの目標達成にならないんだ、そういう点で今度の場合は修正を加えてございます。おそらく御指摘のような点が、積算の基礎になりますごみの排出量等の見込みというもののミスがあつたのではないかとこのように感じておるわけでございます。

○山本(政)委員 つまりあなたの方は、抽象的に計画がほぼ遂行されたという言い方をおっしゃるけれども、当時の小林厚生大臣は、正確に申し上げますと五カ年間に三千万人のし尿処理施設を整備すると言われた。ところがいたいたいた資料によりますと、三十七年から三十八年にふえたし尿の浄化槽といふのは五万一千です。そして三十九年は三十八年と比べると八万一千しかふえていない。四十年は八万一千伸びて八十八万ふえております。そして四十一年は百五十一万九千ふえております。そしてその合計が二百五十三万一千人なんです。そうすると厚生大臣は三千万人といつて予算をお取りになり、そして目標をお立てになつて計画を遂行された。しかしその結果が三千万人と二百五十三万人では非常に懸隔があると思ふんです。これは下水道は別でしよう。公共下水道は別だと思ふんです。これはあなたのおっしゃる通りに理解をするならば、下水道は別なはずなんだから、少なくともし尿の浄化槽だけを考へるべきだ。データとしてはさうだと思ふんです。そうするとこれは一割に満たないのです。そうすると事業計画としてはあまりにもずさんではないか。あるいはあまりにも計画の遂行が小さ過ぎるのではないか。その点の説明が私はいたきたいというのです。

○松尾政府委員 小林大臣がそのときに、浄化槽として三千万とおっしゃつたということでございますけれども、どうも私もその計画のほうから見ますと、浄化槽で三千万という数字はちよつと考へようがないような気が私にはしてゐるわけでございます。ただいま、今度の新しい計画を考へました場合でも、四十六年におきまして浄化槽人口といふのは千二百四十八万人という計画を私もセツトしておるわけでございますから、おそらく三千万人というのを浄化槽だけでなくてほかの数字を入れたらたの大臣が申されたんではなからうかと感じておるわけでございます。そのほかいわゆる下水道のマンホール等の処理でございまして、し尿処理施設というふうな点も含めた数字を言われたのではないかと感じておるわけでございます。

○山本(政)委員 そういふお答えがいただけると思つたのです。それじゃ申し上げますけれども、四十一年に六千七百八十五万人ですね。そして三十八年には五千八百五十三万三千人、四十一年から三十八年を引きますと、正確には千九百三十二万二千人になります。さうなりますと、かりにあなたのおっしゃることをうのみにしても、三千万人と言つたのが二千万人を割つてゐるわけですよ。そうすると計画量は三分の二しかできていないわけですよ。あなたの御説明のように新五カ年計画と前の五カ年計画とを比較してみますと、それだけの財政的な増加であなたのおっしゃるような五カ年計画が遂行できるんだらうかどうか。し尿だけを考へてみても私は疑問に思ふわけですよ。これについてはあとでまたお伺いいたしますけれども、その点についてのきちんとしたあなたの方の計画というものを明示願へれば、私はたいへんありがたいと思ふのです。

○松尾政府委員 過去の計画によりまして進められてまいりましたし尿処理というものにつきましては、たとえば農村還元というふうなものが三十七年当時では約一六%程度あつたわけでございますけれども、四十一年におきましては四・六%に減り、それからし尿処理施設等による処理は、三十七年に二〇%でございましたものが、四十一年は四七・九と約五〇%近くにまゐつてまいりました。そういうふうなことから、その計画というものが相当達成できてゐると踏んでおるわけでございます。

今後の一つの計画といたしましては、先ほど来申し上げましたように、ごみについていえば、特別清掃地域というものが現在、四十一年の状態でございますけれども六千八百四十三万、これは都市化の問題その他によりまして人口の約九〇%、九千三百万をカバーすることになるだらう。その場合にごみの量もふえてまいりますので、ただいまのごみの量というもののうちで六千八百四十三万

はほぼ遂行されたという言い方をおっしゃるけれども、当時の小林厚生大臣は、正確に申し上げますと五カ年間に三千万人のし尿処理施設を整備すると言われた。ところがいたいたいた資料によりますと、三十七年から三十八年にふえたし尿の浄化槽といふのは五万一千です。そして三十九年は三十八年と比べると八万一千しかふえていない。四十年は八万一千伸びて八十八万ふえております。そして四十一年は百五十一万九千ふえております。そしてその合計が二百五十三万一千人なんです。そうすると厚生大臣は三千万人といつて予算をお取りになり、そして目標をお立てになつて計画を遂行された。しかしその結果が三千万人と二百五十三万人では非常に懸隔があると思ふんです。これは下水道は別でしよう。公共下水道は別だと思ふんです。これはあなたのおっしゃる通りに理解をするならば、下水道は別なはずなんだから、少なくともし尿の浄化槽だけを考へるべきだ。データとしてはさうだと思ふんです。そうするとこれは一割に満たないのです。そうすると事業計画としてはあまりにもずさんではないか。あるいはあまりにも計画の遂行が小さ過ぎるのではないか。その点の説明が私はいたきたいというのです。

○松尾政府委員 小林大臣がそのときに、浄化槽として三千万とおっしゃつたということでございますけれども、どうも私もその計画のほうから見ますと、浄化槽で三千万という数字はちよつと考へようがないような気が私にはしてゐるわけでございます。ただいま、今度の新しい計画を考へました場合でも、四十六年におきまして浄化槽人口といふのは千二百四十八万人という計画を私もセツトしておるわけでございますから、おそらく三千万人というのを浄化槽だけでなくてほかの数字を入れたらたの大臣が申されたんではなからうかと感じておるわけでございます。そのほかいわゆる下水道のマンホール等の処理でございまして、し尿処理施設というふうな点も含めた数字を言われたのではないかと感じておるわけでございます。

○山本(政)委員 そういふお答えがいただけると思つたのです。それじゃ申し上げますけれども、四十一年に六千七百八十五万人ですね。そして三十八年には五千八百五十三万三千人、四十一年から三十八年を引きますと、正確には千九百三十二万二千人になります。さうなりますと、かりにあなたのおっしゃることをうのみにしても、三千万人と言つたのが二千万人を割つてゐるわけですよ。そうすると計画量は三分の二しかできていないわけですよ。あなたの御説明のように新五カ年計画と前の五カ年計画とを比較してみますと、それだけの財政的な増加であなたのおっしゃるような五カ年計画が遂行できるんだらうかどうか。し尿だけを考へてみても私は疑問に思ふわけですよ。これについてはあとでまたお伺いいたしますけれども、その点についてのきちんとしたあなたの方の計画というものを明示願へれば、私はたいへんありがたいと思ふのです。

域の人口は四十一年度に六千七百八十五万人、そして水洗人口が千四百四十五万一千人、そうすると、残りの五千三百四十万四千人というのは非水洗化人口ですね。そうですね。——そうすると、こたわるわけではありませんけれども、小林厚生大臣のおっしゃった五六年間に三千万人のし尿処理施設の整備というのは、できなかったということになるでしょう。差し引きをしますと四百七十七万七千人の人口に対する処理施設しかありませんかったということになるのではないのでしょうか。その点の説明をお願いしたいと思いますが。

○山本(政委員) これは四十三年の一月の調査ですけれども、四十一年度決算の大蔵省主計局の説明なんです。これによりますと、昭和四十一年度においては三百七十九市町村に対して補助を行ない、昭和四十年度末の完成市町村八百二十九市町村に昭和四十一年度完成三百二十九市町村を加え、計千五百五十八市町村の施設が運転されて、それによつてし尿については五千七百二十万人が処理可能になった、こう言っているのです。そうすると、あなたの方のおっしゃる三千万人と五千万人先ほどのお話では非常に少ないと私は言ったので

明されているような気がしてならないのですけれども、私自身ももう一度勉強させていただきたいと思っています。

それでは次の質問に移らしていただきたいと思いますが……。

○園田国務大臣　ただいまの御意見は非常に貴重な御意見でございます。五カ年計画でそれぞれ整備を極力推進することにはおりますが、それらのいまの計画目標及び事業量等を、ただいまお願いしております本法及びさきに制定をお願いいたしました下水道整備緊急措置法に基づくその

キロトンでございますが、それだけの処理施設を五年間に整備すれば、五千五百万が達成できる、こういう計画であつたのでございます。この点は確かに、現在の処理能力では完全に達成できたとは私どもは考えておりません。やはり下回つた実績になつてゐると思ひます。

○山本（政委員） 第三条の七項に「第一項及び前三項の規定は、屎尿処理五箇年計画又はごみ処理整備五箇年計画を変更しようとする場合に限つて準用する。」こうあるのですけれども、これは法文の解釈のしかただと思うのですが、「第一項」

というのは閣議の決定を求めなければならないという条項ですね。そして「前三項」というのはごみ処理施設整備五カ年計画の目標と量をさしているのだからと思うのですけれども、その辺の解釈はどうなんでしょうか。

○松尾政府委員 第三条の七項にございます「第一項」は、先生御指摘のとおり閣議決定をしなければならぬ、こういうことでございます。

それからその次にございます「前三項」でございますが、これは六項、五項、四項という読み方になりますので、五カ年計画を要するところとしましては、尿の処理につきましては、この下水道整備五カ年計画との調整をはからなければならぬ。また経済企画庁長官とも相談をしなければならぬ。そしてさらに公表しなければならぬ。この三つのものに「前三項」はかかっておるわけでございます。

○山本(政)委員 わかりました。そうすると、第四条に「政府は、尿尿処理五箇年計画及びごみ処理施設整備五箇年計画を実施するために必要な措置を講ずるものとする」とあるのですけれども、これは主として財政的な措置を含めてのものもろのものを含む、そういうふうに解釈してよろしゅうございませうか。

○松尾政府委員 そのとおりでございます。

○山本(政)委員 四十一年の、たしか清掃法の一部改正のときだっと思ひますけれども、私どもの党の滝井委員から質問がありまして、そのときに厚生省のほうでは二点をお約束されたと思うのです。一つは必ず清掃事業というのは直営でやります。それからもう一つは、五カ年計画の予算の裏づけというものをきちんといたします。その二点であったと思ひます。

そこでお伺ひしたいのは、いま直営の問題がたいへん問題になっていると思うのです。その点で、委託基準というものがございすけれども、その委託基準についての御説明を局長からいただきたいと思います。

○松尾政府委員 委託につきましても、清掃法第六條にございまして、「市町村は、特別清掃地域内の土地又は建物の占有者によつて集められた汚物を、一定の計画に従つて収集し、これを処分しなければならない。」「前項の収集及び処分の方法に關する基準並びに市町村が同項の収集及び処分を市町村以外の者に委託する場合の基準は、政令で定める。」ということになっております。政令に移つて、政令第二條の二のところにございまして「受託者が受託業務を遂行するに足る設備、器材、人員及び財政的基礎を有し、かつ、受託しようとする業務の実施に關し相當の経験を有する者であること。」あと、清掃法違反のようない人が役員や何かに入つてはならない。第四号では「受託者がみづから受託業務を実施する者であること。」「第五」といたしましては「汚物の収集又は処分に關する基本的な計画の作成を委託しないこと。」「委託料につきましても「委託業務を遂行するに足る額であること。」「それから「汚物の収集とこれに係る手数料の徴収をあわせて委託するときは、汚物の収集の業務に直接従事する者がその収集に係る手数料の徴収をしないようにすること。」「汚物の処分を委託するときは、市町村において処分の場所及び方法を指定すること。」「ここに掲げておりますように、違反がありましたときは解約できる、このような条件で委託基準をきめております。

○山本(政)委員 そういう条件のもとで委託する場合にも、委託をするということについて条件があったとは思ひます。それが清掃法の十五條の二だつたと思ひます。清掃法の十五條の二というのは「市町村長は、当該市町村による汚物の収集及び処分が困難であり、かつ、環境衛生上の支障が生ずるおそれがないと認められるときでなければ、汚物の収集又は処分の業についての前条の許可をしなければならない。」とあります。だから、反対解釈をすれば、当該市町村による汚物の収集及び処分が困難でない、そして、環境衛生上の支障が生ずるおそれがない場合には、市町村長は委託業務をしてはならないというふうに理解してもいいと思ひます。その点はいかがでございますか。

○松尾政府委員 法律上は第十五條のほうは、いわゆる許可の基準という形でございまして、許可業種というものの制限でございまして、許可したがいまして、ただいま申し上げました、委託をする基準と直接結びつくというたてまえではないわけでございます。

○山本(政)委員 それじゃ、もう一べん確認いたしますけれども、十五條の二というのは、委託に關する一つの条件でしよう。条件じゃないですか。要するに、「前条」といふのは、これは委託業務ですね。そうすると、その許可をする場合には、こゝういふ十五條の二というものが生じた場合でないと許可ができないのだということを言つておるわけではございませんか。

○松尾政府委員 受託者の場合は必ず許可業種を、許可を受けたものでなければならぬという解釈ではないわけでございます。

○山本(政)委員 当時の館林さんの答弁の中にこゝういふ答弁があるのです。市町村による汚物収集及び処分が困難である場合の具体事例として「当該汚物が工場等の生産活動に伴つて排出される多量の汚物または通常の清掃施設において処理することが困難な特殊な汚物である場合、年度の途中において予期しなかつた急激かつ大幅な人口の増加があつたため、市町村の作業体制の整備が間に合わない」といふような場合に十五條の二というものが考えられる。こゝういふように答弁をなさつておられるのです。そうしますと、こゝういふ条件がない場合には受託ができなかつた法的には当然解釈していいのではないか、こゝう私は思ひます。すけれども、その点の御説明をいただきたいと思います。

○松尾政府委員 許可すべきときのこゝういふ実体的な判断は、ただいま先生の御指摘のようないことではないかと考えております。

○山本(政)委員 館林さんはさらにことばを續けて、「また、環境衛生上の支障を生ずるおそれがある事態と申しますのは、当該汚物取り扱い業者が持つております汚物を処理するための施設設備をもつてしては、衛生的に汚物を収集または処分することが困難と認められるとき、当該汚物取り扱い業者が、過去において清掃法第十一條の汚物の投棄禁止に關する規定に違反したものであるとき」と言つておられる。後段は、先ほど松尾局長がお話になつた基準というものにかかわることだと思ひます。前段の場合には、一つの委託業務をする場合の条件といふことは、十五條の二といふのは、ある場合には、これは禁止規定といふのですか、こゝういふことがなければいけない、こゝういふことをうたつておると思ひます。すけれども、しかし、現実には、委託業務といふものが全国であちこちに行なわれております。そうすると、清掃法の十五條の二にうたわれておる法の趣旨と非常に異つた事態がこゝにあるのだ、こゝういふふうに私は理解いたします。この点について、本来ならば、厚生省としては、こゝういふような事態といふものはあるべきでないといふ強い態度で監督とかあるいは規制をすべきだと私は思ひます。しかし、それが現実にはなされてない。この点について大臣の御答弁をいただきたいと思います。

○園田國務大臣 ただいまの御意見は、現実はいろいろ問題がございすけれども、やはり御意見のとおり、それが原則であつて、その方向に強く前進をしなければならぬと考えております。○山本(政)委員 昭和四十二年八月四日でございます。「各省庁官房長官」ということで、「昭和四十三年度の地方財政措置について」ということで、自治省の財政局長から通達が出ております。それによりますと、「し尿、じん芥の収集処理保育所の経営、学校施設の実施等については、これは、あとの二つは別といたしまして、し尿、じん芥の収集処理については、「各団体の実情に応じ地方公共団体の十分な管理監督の下に、その民

間委託または間接経営等の方法を採用することが適当と考えられる場合が多く、また各種試験研究機関については、その統廃合を強力に推進する必要があると認められる「云々」と、こうあるわけですから、そうしますと、自治省は民間委託または間接経営の方法をとれと言ひ、大臣のいまの御答弁では、実情はともかくとして、直営であるべきだといふ御意見だと思ふのですけれども、これは内閣のもので、自治省と厚生省との見解が私は相反しているような気がいたします。再度大臣の御答弁をお願いいたします。

○松尾政府委員 私どももそういう、たしかあれは地方財政審議会が何かが出された答申というふうなものを受けて出されたものだというところを、あとで承知したわけでございます。直接私どものほうまで、そういう文書を出すということについての了解が求められたということの事実はなかったようでございます。私どものほうとしては、したがって、そういういわば先ほど大臣がお答えいただきましたように、基本的な清掃法の姿勢、解釈というものがあつたわけでございます。それを、実体論はいろいろあるかと存じましたけれども、軽々にこう出して、しかも、それが形式的に浸透される、信じられるということは、やはり遺憾であつたと考えておるわけでございます。

○山本(政)委員 五カ年計画について、この措置法によりますと、企画庁長官あるいは建設大臣に相談をしなければならぬ、と同時に、閣議決定もしなければならぬ、こうあるのです。閣議決定ですね。その場合に、自治省のほうから、あとでお伺いしたという松尾局長の御答弁でございますけれども、別々に閣議決定をしなければならぬいほど、これは私は国民の環境衛生としては重大な問題だと思ふのですけれども、自治省があつて通達を出す。あなたの方の御存じのないときに通達を出すというところについて、私はその点についてはたいへん疑問があると思ふのです。

そこで、厚生大臣にお伺ひしたいのは、直営が本来の考え方であるとするならば、自治省からそういう委託あるいは間接経営といふことが、そういうことが、ともかくも現実としては出ております。そのことについて、これを是正、改善する方向に、そして直営の方向に、これが基本的な考え方とするならば、そちらのほうへ持っていけるというお考えがあるかないか。この点について、これは大臣からお伺ひしたいと思ひます。

○田園國務大臣 自治省と私のほうとの事務上の連絡が十分でなかつたようであります。自治省がそういう方針をとるのは、これはほかのことも考えまして、やはり地方財政の面からそういうことを言つておるのだと思ひますが、しかしながら、こういう事業というものは、財政の面ばかりからだけ考えてまいりますと、本質を逸脱するおそれもありますので、この点は、大蔵省、自治省とも十分話し合つて、現実の問題として、将来はそちらの方向に向かつていくような姿勢だけにとるようになつてほしいと思ひます。

○山本(政)委員 大臣、姿勢をおとりになつても、現実には厚生省の施策としてそれが実行されなければ、姿勢はとつておるけれども、現実はどうにもなりませんというところでお逃げになられては実は困ると思ひます。これはなぜ私が伺ひ申し上げるかという、自治省のほうに地方交付税とかいふようないろいろなことがあつて、財政的な問題とこの問題とはからみ合つて、したがつて、大臣に再度お伺ひしたいわけなんです。このことについては、姿勢だけではなくて、ぜひ施策として強力に推進していただきたい、こう思ふのです。たいへん申しわけありませんが、再度大臣の御答弁をお願いいたします。

○田園國務大臣 姿勢と申し上げましたのは、単にその方向を示すということではなくて、ですから、いまの、大蔵省とも相談してと申しましたのは、やはり自治省は、地方自治の財政に対するそういう面の何らかの大蔵省の協力がなければ、現実の問題として処理することができないのであります。しょうから、三者で話し合ひまして、その方向に将来の問題あるいは現実の問題と逐次修正していくようにやりたい、こういうことでございます。

○山本(政)委員 自治省の方、あとでお見えになつたので、あるいは御存じないかと思ひますので、あらためて申し上げたいのですけれども、四十二年の八月の四日に自治省の財政局長の通達が出ております。そして、これは民間委託または間接経営ということについての指導を推進しておられるように承つております。いま厚生大臣に私は要望申し上げたのですけれども、厚生大臣からは直営化の方向で進んでいきたい、こういう御答弁をいただきました。そうすると厚生省と自治省とでは考え方が違ふような感じがいたします。そして私も資料をそこに置いておりましたけれども、環境衛生に対する財政的な措置というものが、何と申しますか、伸びが悪いのです。そういう方向で、あなたの方は民間委託または間接経営というふうなことを打ち出したのかもしれないけれども、しかし本来は、清掃法の十五條の二によつても、明らかに直営が本旨だと私は思ふのです。そのことについて自治省の方から、どういうお考えなのか明確に私は御返事がいただきたいと思ひます。

○皆川説明員 自治省としては、地方団体の行なう行政の内容が、住民に対するサービスを低下することなくして、しかも、合理的な運営の方法によつて経費の節約をはかるとか、いろいろな他の方法があれば、そういうことを地方団体として自主的に考えていくべきではないかということを一般的、抽象的に絶えず指導しておるわけでございます。もちろん、そういうことをやるにあたりましては、制度のたてまえ、そのほか、それぞれの所管行政の指導ということもあらうと思ひます。そういうワタ組みに反してやれということも……。制度において認められた中においてやるべきで、——もちろん、行政のサービスを低下してはいけない、そういう面から考えて、くふうをこらしてやたらよいのじゃないか、こういうことを指導しております。

○山本(政)委員 自治省では、それでは民間の委託ないしは間接経営ということとは合理的である、

○山本(政)委員 自治省では、それでは民間の委託ないしは間接経営ということとは合理的である、

○山本(政)委員 自治省では、それでは民間の委託ないしは間接経営ということとは合理的である、

そして住民のサービスに資すると、こうお考えなのですか。

○皆川説明員 この点につきましては、私たちは形式的、画一的にどういう方法であればサービスがよくて経費も安いのかということ、なかなかいいには言えないかと思ひます。それはあくまでも当該自治団体の事情によつて、このほうがよい、こういう判断ができる場合においてはやるということをお言ひしております。民間委託のほうがいいということを決して形式的にきめておるわけではありません。

○山本(政)委員 それでは、直営と民間委託について、あなた御自身のお考え方はどちらがあるべきかとお思ひになるのか、その点をちょっとお聞かせ願ひたい。

○皆川説明員 この点につきましては、あくまでも抽象的には判断しにくいことであらう。やはり個々の事業の規模なり、あるいはその土地の状況なり、地方によりまして、なかなかさういふた職員も集めにくいというところもあるようでございます。そういう場合に個々の事情について判断すべきことではないか。もちろん、直営が原則のたてまえであらうと思ひます、制度としては。

○山本(政)委員 たいへんありがたうございました。直営が制度としては原則であるというお答えをいただいた私は安心したのですけれども、しかし抽象的には——私はひつつかかるのですけれども、あなたは、抽象的にはどちらがどうとは軽々に言えない、こうおっしゃいました。しかし、四十一年度の会計検査院の決算報告には、明らかに民間委託についての批判というものが加わつております。これはは尿処理施設管理のことについていっているわけですが、第四年度に当たる昭和四十一年度末をもって打ち切り、新たに四十二年度を初年度とする第二次五箇年計画が発表したが、この間、市町村等が行なつた尿処理施設の新設は六百五十三箇所(四十一年度までにしゅん功したものは六百六十九箇所)事業費総額五百二十四億

九百六十七万九千円となっている。この説明があつて、そのあとに、「しかし、上記しゅん功した施設のうち二五％に当たる百四十三施設につき、その管理の状況について検査したところ、処理実績が施設の処理能力を著しく下回つたり、清掃法に基づく水質基準に適合しない水質の放流水を放流したりして設置後の管理が適切を欠くと認められるものが相当数見受けられた。」と書いてあります。そうしてその次に、「このような事態を生じているのは、主として、事業主体において、し尿運搬機材の整備、し尿しゅん集業者に対する指導監督が十分でなかった」と同時に、これらの資質向上についてきちんとしなければいけませんよということがここに書いてあるのです。直轄でないから、民間だからこういうことになつてゐるんだということを言っているのです。あなたは抽象的に軽々には判じがたいと言っているけれども、四十一年度の会計検査院の報告に書いてあるのです。だとすれば、やはり直轄ということが当然だ、私はこういうふうに考えられます。再度お考えをお伺いしたいと思ひます。

○松尾説明員 そういふ点のような御指摘があるということ、私は、実は存じませんでした。民間でやる場合にも、いわゆる許可でやる場合、委託でやる場合、いろいろあるだらうと思ひます。また委託をする内容も、どこまでの程度のものであるかということがいろいろあるらうと思ひます。その委託をした場合には、何と申しまして、直接じゃありませんから、したがって、その条件なり監督なりを厳重にしなければ、そういうことも起こり得るだらうと思ひます。したがって、いろいろな条件からしまして、委託をする場合には、十分にその監督を厳にすると同時に、前提の条件もつまびらかにしておかなければならぬというように考へております。したがって、ただ委託はいかぬということではなくて、これは、その場合の監督なり条件なりに十分目を光らせていかなくてはならぬ、こういうふうに考へます。

○山本(政)委員 いまあなたのおっしゃつたとおりの私メモしたのですが、何ぶん直轄ではございませぬから問題がある、こういうふうにあなたのおっしゃつてゐるのですよ。ということは、委託だからそういうことが生じるのだ、こうあなたはその裏にお考えになつておるはずですよ。だからこそ、何ぶん厳重に監督をしなければならぬ、ということが出ておるわけでしょう。直轄でないからということなんです。直轄であつたならば、もつときちんと監督ができるはずだけれども、何ぶん委託だからというのがあるのとおっしゃつたことです。だとすれば、直轄というのが本来のあるべき姿であるあなたが、おっしゃつたのであるならば、この四十二年度の自治省の通達というものは、私はやはり実態というものを踏まえた通達ではないような気がいたします。それを取り消せ、こう私は申し上げてゐるのじゃありませんよ。あなたに認めてもらいたいことは、直轄が本来のあるべき姿であり、そして制度であるとするならば、やはりその線に沿つて、自治省としても予算的な措置について厚生省の考へ方に協力することがあたりまえじゃございませぬか。その点についての御答弁をはつきり伺つておきたいと思ひます。

○松尾説明員 清掃法のたてまえが、法律の中に、原則としてそれがたてまえであるというふうなことは書いてございませぬけれども、全体を流れている思想は、直轄でやるといふ考へ方であると思ひます。ただ特別清掃地域がどんどん拡大していくというふうな中において、現実には地方団体において直轄で処理したい、そういうことがむづかしいという場合も予想して、委託なりあるいは許可というものを規定してあると思ひます。そういう規定をしておる中においてそれを適用してやる場合には、やはり同じように法律にありますが監督なり条件の認定というものを厳にしなければならぬ、かようにいつておるわけではございまして、そういうものをないがしろにして、ただ財政上の見地から委託したということを申し上げたわけではないのであります。

○山本(政)委員 自治省の方から、たいへん理解のある御答弁をいただいてありがたいと思うのですが、ただ現実を申し上げますと、あなたのおっしゃる通りに、特別の事情ということではなくて、これが一般化しているような気がいたします。ここに例があげられますけれども、鹿児島市、広島市、久留米市、横須賀市、都下の昭島市、三鷹市、下関市、徳山市、新潟市、それから豊橋市、安来市、浜田市、伊東市、続々というところが出てきておるといふのが率直にいつて今日の現状だと思ひます。ぜひあなたのおっしゃつたように、原則で、特別の例外というものはあり得るだらうということを私は期待をいたしまして、自治省に、あなたの御答弁に対しては質問を打ち切りたいと思ひます。

これは厚生省にお伺ひしたほうがいいだらうと思ひますけれども、標準団体規模というのがありますね。正確に申し上げますと、標準団体行政規模というのですか、昭和四十二年は人口十万人について特掃人口七万人、そして公便十、あるいはじんかい処理場数、その他下水処理場数等が出ておりますけれども、そこで伺ひたいのは、人口十万人としながら、特別清掃地域をなぜ三万人落として七万人にされておるのか、その辺の理由をお伺ひしたいと思ひます。

○松尾政府委員 特別清掃地域の人口の総人口に対する比率と、こういうものを基準にして、その平均値を基準にして使つております。総人口の中で特別清掃地域の人口というものの占める割合、これを七割という線を押えておるわけでありまして。

○山本(政)委員 そうすると、たとえば人口十万人の都市がありますね、そのときに七万人といふますか、つまり実際にし尿あるいはごみを処理すべきものは、十万人現実におつても、七万人しかおらない、こういうことなんです、そういうふうには理解してよろしいでしょうか。

○松尾政府委員 実体的には、その十万人というもののうちで、清掃法に基づきます特掃地域の人口として適用されるものが七万、そういうことになります。

○山本(政)委員 たぶんさうだと思ひますけれども、そうすると、その三万人、特掃地域に適用される人口が七万ということは、十万人のうち三万人というものは適用除外人口とみなしていい、こういうことなんですか。そういうことでございませぬ。

○松尾政府委員 いまの数字から言えばそういうことになつてゐます。

○山本(政)委員 そうすると、三万人がなぜ適用除外になつてゐるのか、その根拠をお示しを願ひたいと思ひます。

○松尾政府委員 十万人の地区でございまして、清掃法の中に特別清掃地域として指定する地域と、それから除外をしてゐる地域とございまして、いわゆる市街地的な構成をしてゐるところは指定地区になります。それからさうでないところはははずす。そういうもののいわば平均という形でいまの七割論が出てきてゐるということでございます。

○山本(政)委員 ことばを返すようですけれども、三万人の人口というのとはやはり排せつをするのですよ。たいへんことばとして何ですけれども、排せつもされませぬし、それからごみもやはりお捨てになつてゐるのです。そういうことから言へば、三万人ではなくて、やはり人口十万人の都市については十万人というふうな特掃地区というものを考へになるのが、私は考へ方としても当然ではないかと思ひます。その点についてもう一度、つまり人口でやるのではなくて、あなた方は一日のごみの処理数というものを一人当たり幾ら、それから排せつ量を一人当たり幾らというふうな計算なさつてゐるわけですね。そして私に資料をよこしてくださつたのです。それからするならば、三万人というのを除外をする理由というものは、私は人口——その適用とか適用でないとかという

ことは別といたしまして、十万人おるならば、やはり十万人に特掃地域として適用すべきというのが当然だと思うのです。地域によって分けるのではなくて、やはり人口によって処理をするように考えるべきではないか、こう思うのですけれども、もう一度御答弁をいただきたいと思ひます。

○松尾政府委員 御指摘の点は、ほんとうの実体論から申せば、十万人の人がおられまして、すべてそこにゴミもあり、排せつ物もあるわけでございます。それを全部清掃法の対象として処理をする、これはまさにそのとおりの方に行き、べきだと存じます。したがしまして、その問題は、結局は清掃地域と特別清掃地域というものをどうかぶせるかという問題にかかってくるわけでございます。私どもは先ほど来申し上げましたように、それを四十六年度のこの計画では人口の九〇%まで、そこまで持っていきたい。しかし、あとは山の中に住んでおられる方でございまして、それから実態上そういう処理ができない、純粋の農家の山奥におられる方とかというものが残っておりますので、そういう点は多少は残りが出てくる、こう感じておりますけれども、あるべき姿としては、やはり全部カバーする。

それからもう一つ先生の御指摘は、十万という算定の基礎に、十万人のうちの七万というものを持っていくことが、結局はその市町村の実態、清掃すべき実態に合っていない、こういうことで御指摘になったかと存じておりますけれども、その点は私どもも具体的にあらためればそういうことが起こり得ると思ひます。したがしまして、もう少し具体的な地域に合ったような基準というものを検討させていただきたいと思ひます。

○山本(政)委員 いま、検討させていただきたいとおことばがございましたけれども、私は十万人人というところで、十万人に相当する都市をさがしてみまして、三重県の鈴鹿市がそうです。これは四十年でございすけれども、十萬五百九十四人なんです。そのうちでゴミを捨てない人口は一体どのくらいか考えてみました。おそらくゼロ歳

の赤ちゃんはゴミを捨てません。四歳の赤ちゃんぐらゐまでも、あまりゴミを捨てないと思ひます。しかし一応十四歳まで、かりにゴミを捨てないという勘定いたしましたら、二萬三千六百四十四人なんです。十万人のうちに二萬三千六百四十四人ということになると、あなたののおっしゃって七万の特掃地域ということにほぼ匹敵します。若干少ないですけども。しかしその中には五歳から九歳までの七千三百四十七人、十歳から十四歳までの八千八百五十五人おるんです。これはやはり人並みにし尿も排せつするだろうし、そしてゴミも出すだろうと思ひけれども、そういうことを考えれば、私は特掃地域が九割であるとあなた方がおっしゃるならば、まだ理論としても納得いたします。しかし、三割となると、これは私はいへん問題がありそうな気がいたします。やはり十万に対しては十萬だということを、努力するの

でなくて早く私は実現してほしいと思ひます。と同時に、農家のことをあなたはおっしゃった。農家はしかし全国で、これは農林省の資料ですけれども、経済局の調べで、すでに金肥が三百五十萬トンなんです。これは昭和四十二年度。そして人ぶが別に四萬トンしかないわけ。そうすると一割なんですね、一割強なんです。農家還元肥料については、どこから資料をおとりになったかわかりませんが、あなたの方の資料のほうでは、これは肥料として精密な調査をおやりました。このほうは精密な調査もわかりません。それが四萬トンと金肥が三百五十萬トンというところで、これは幾ら考えても、あなたののおっしゃる通りに処理ということについては農家だつてたいへん今日は少なくなつて、むしろ農家では処理をするのが困つておるのが現状ではないかと思ひます。そういうことを考えると、特掃地域が人口十萬に対して七万ということ、私はたいへん不合理だと思ひます。十萬に対してはやはり十萬であるべきだと思ひますが、再度局長さんの御答弁をお願いいたします。

の赤ちゃん

○松尾政府委員 御指摘のとおり、今後における具体的に取組むべき清掃事業の中で、農家のし尿あるいは農家の飼つております家畜のし尿、こういうものの処理は、これから取組まなければならぬ大問題だと私も考えております。いま御指摘のように、私どもも特別清掃地域というものをさらに拡大しようという努力をしておりまして、少なくとも四十六年までにはそういう九割の線までいまの制度の中でもカバーできるような持っていきたい、かように考えておるわけでございます。先生のおっしゃるような方向で努力してまいりたいと思ひます。

○山本(政)委員 それじゃ本会議が始まつたそうですから、あと留保させていただきます。私はなぜそのことを申し上げるかといいますと、交付税の単価の算出基礎にもやはりこれはかかわってくる問題なんです。そして自治省と厚生省では数字が明らかに違つておる。自治省は十萬都市で算出した場合に、三十九年六十三名、四十年七十九名、四十一年八十八名、四十二年、四十三年と変わらぬで九十一名になつてゐる。ところが、厚生省は三十九年百名、四十年と四十一年は同じで四十二年百名、四十三年が百名なんですよ。あとスイスのことについては私は留保させていただきますが、そのことについても、スイスのことを例にあげまして私はぜひ御理解をいただきたいと思ひますけれども、そういうことにかかわつてくる。私は十萬都市はやはり十萬都市として特掃地域が七万であるというやうな、そういうこれは除外例と申しますか条件づきだ、そういう条件というものをつけたいがあるべき本来の姿である、こう思ひますので申し上げたのでございます。

あとこの次は、私は簡単に二、三点を質問を申し上げたいと思ひますけれども、きょうはこれで質問を終わらせていただきます。

○八田委員長 次回は明十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後二時十分散会

同 第八号中正誤

ペジ	段行	誤	正
一	四三	ではない	ではない
二	四一	コスト見合つた	コストに見合つた
三	二五	そういう角度	そういう角度
四	二四	ちゅうちゅ	ちゅうちゅ

昭和四十三年四月二十七日印刷

昭和四十三年四月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局